

## 総務委員会記録

令和7年12月9日(火)  
10時00分～16時32分  
全員協議会室

【委員】沖田委員長、柳楽副委員長、

戸津川委員、岡本委員、佐々木委員、西田清久委員、川神委員

【議長・委員外議員】濱谷議長、西田一平議員、今田議員、森谷議員、芦谷議員

【紹介議員】森谷議員

【執行部】砂川副市長

(総務部) 山根総務部長、末岡総務課長、本常DX推進課長、  
池田DX推進課システム担当課長、森脇防災安全課長、  
琴野防災安全課危機管理監、猪狩人事課長、  
松山行財政改革推進課長、小林財政課長、湯浅契約管理課長

(地域政策部) 田中地域政策部長、岸本政策企画課長、官澤定住関係人口推進課長、  
永田まちづくり社会教育課長、鎌原人権同和教育啓発センター所長

(消防本部) 赤岸消防長、浅井予防課長、浦田警防課長、曾根通信指令課長

【事務局】森井書記

---

### 【議題】

#### 1 請願審査

(1) 請願第1号 行政の説明責任の徹底を求める請願について

**【賛成なし不採択】**

(2) 請願第2号 行政文書の開示運用の透明化を求める請願について

**【賛成なし不採択】**

(3) 請願第3号 公文書管理条例の制定を求める請願について

**【賛成なし不採択】**

(4) 請願第4号 市役所における文書管理の適正化を求める請願について

**【賛成なし不採択】**

(5) 請願第5号 市職員による押印管理の見直しを求める請願について

**【賛成なし不採択】**

(6) 請願第6号 浜田市ホームページの改善を求める請願について

**【賛成全員採択】**

(7) 請願第7号 大雨災害時の避難誘導体制の改善を求める請願について

**【賛成全員採択】**

(8) 請願第8号 防災無線の音質改善及び情報伝達強化を求める請願について

**【賛成全員採択】**

(9) 請願第9号 市職員の接遇向上研修の強化を求める請願について

**【賛成全員採択】**

- (10) 請願第10号 市役所職員の働き方改革を求める請願について  
**【賛成全員採択】**
- (11) 請願第11号 浜田市財政情報の分かりやすい公開を求める請願について  
**【賛成なし不採択】**
- (12) 請願第12号 公金支出の透明化と効果検証を求める請願について  
**【賛成なし不採択】**
- (13) 請願第13号 市内事業者への優先調達制度の強化を求める請願について  
**【賛成なし不採択】**
- (14) 請願第14号 空き家対策の強化を求める請願について  
**【賛成少数不採択】**
- (15) 請願第15号 まちづくり条例に基づく行政説明の徹底を求める請願について  
**【賛成なし不採択】**
- (16) 請願第16号 公共交通デマンドタクシーの運行拡充を求める請願について  
**【賛成全員採択】**
- (17) 請願第17号 市内バス路線の維持及び再編を求める請願について  
**【賛成全員採択】**
- (18) 請願第18号 救急搬送における待機時間短縮策を求める請願について  
**【賛成少数不採択】**
- 2 議案第76号 浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について  
**【全会一致 可決】**
- 3 議案第77号 浜田市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例について  
**【全会一致 可決】**
- 4 議案第80号 浜田市坂根正弘奨学基金条例の制定について  
**【全会一致 可決】**
- 5 議案第87号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について  
**【全会一致 可決】**
- 6 議案第88号 指定管理者の指定について（浜田市有料駐車場）  
**【全会一致 可決】**
- 7 議案第95号 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について  
**【全会一致 可決】**
- 8 議案第96号 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について  
**【全会一致 可決】**
- 9 議案第97号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
**【全会一致 可決】**
- 10 執行部報告事項
- (1) 浜田市地域情報化推進計画の進捗管理について  
**【DX推進課】**
- (2) 浜田市災害情報Webシステム導入業務の経過報告について  
**【防災安全課】**
- (3) 浜田港の海上自衛隊艦艇物資補給基地活用の要望活動について  
**【防災安全課】**

(4) 浜田市第2期公共施設再配置実施計画 令和7年度別冊について

【行財政改革推進課】

(5) 中期財政計画及び見通しについて

【財政課】

(6) 浜田市過疎地域持続的発展計画の策定について（中間報告）

【政策企画課】

(7) 令和8年浜田市二十歳の集いの開催について

【まちづくり社会教育課】

(8) 浜田市まちづくり総合交付金制度検討結果について

【まちづくり社会教育課】

(9) 浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）（案）について

【人権同和教育啓発センター】

(10) 情報通信システム対災害性向上事業について

【警防課・通信指令課】

(11) 令和9年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練について

【警防課】

(12) その他

## 11 所管事務調査

(1) 地区まちづくり推進委員会の設立について

【まちづくり社会教育課】

(2) 公共交通の状況について

【まちづくり社会教育課】

## 12 今後の取組課題等について（委員間で協議）

## 13 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[ 10 時 00 分 開議 ]

○沖田委員長

ただいまから総務委員会を開会する。出席委員は7名で定足数に達している。それではレジュメに沿って進める。

1 請願審査

委員にお願いする。請願審査に当たり、執行部への質疑は、あくまで審査の参考とするため、現状等の確認にとどめていただきたい。

(1) 請願第1号 行政の説明責任の徹底を求める請願について

○沖田委員長

委員から参考のために執行部に確認したいことがあるか。

○柳楽副委員長

一般質問でも取り上げられていたが、請願項目の1、説明責任に関する内部ルールの明確化について、現在、内部ルールを明確にしたものがあるか伺う。

○総務課長

説明責任については、浜田市情報公開条例に定めている。内部ルールというより条例で定めたものであるため、職員もこれを守るべきものとして対応している。

○沖田委員長

そのほかにないか。

( 「なし」という声あり )

( 傍聴者から発言あり )

傍聴者は静かに。

( 傍聴者から発言あり )

指示に従ってもらえない場合は、退室してもらうことになる。

( 傍聴者から発言あり )

ここで暫時休憩する。

[ 10 時 09 分 休憩 ]

[ 10 時 13 分 再開 ]

○沖田委員長

先ほど紹介議員から説明を求める意見があった。皆に諮る。紹介議員の説明を聞くことに対し、賛成の方の挙手を求める。

( 挙手あり )

挙手多数。それでは、紹介議員に説明を求めるが、件数が18件あるため、説明し

たい項目について伺う。

**○紹介議員（森谷議員）**

18件と数が多いので、1号、2号、3号、9号、13号、15号の6件について説明したい。

**○沖田委員長**

1件当たりおおむね1分以内ということでお願いする。

**○紹介議員（森谷議員）**

一つ一つ異なるが、トータル6分以内で終わる。

**○沖田委員長**

委員の皆、よろしいか。

(「はい」という声あり)

それでは、請願第1号「行政の説明責任の徹底を求める請願」について、紹介議員から説明をお願いする。

**○紹介議員（森谷議員）**

スケート場の用途変更についてであるが、問題の本質は用途変更そのものにある。しかし、その用途変更に至るまでのプロセスが極めて不適切である。

事実と異なる説明を行った上で、スポーツ審議会において挙手を求め、結論を導いたなど、手続の正当性に重大な疑義がある。こうした状況を踏まえ、三島氏は理屈と理論に基づき、正当な質問を行っているのである。

ところが、市長直行便で質問を行ったところ、「この件については既に多く質問したから、これ以上接触してはならない」と一方的に告げられた。さらに、その後、別件で電話が長いという理由をもって、弁護士名義の警告書が送付され、これ以上行えば訴訟や警察対応もあり得るとの趣旨が示された。

そもそも、このような対応が許されるのかという問題である。該当するのは、まちづくり推進条例であり、同条例には、市民が主役となって積極的にまちづくりに参加すること、市は情報提供を行い、分かりやすく、誠意をもって説明することが明記されている。私はスケート場の用途変更には反対の立場であるが、それとは別に、市の対応は、理屈が通っていないと言わざるを得ない。説明責任が果たされておらず、市が一方的に市民が悪いと判断しているように見受けられる。

また、市と市民との間では、双方の合意のもとで録音されているやり取りも存在する。しかし、当該電話の内容については、部長や弁護士が同席していた会議においても録音は再生されず、文書にも記載されていない。文字起こしも行われないまま、事実関係が確認されない状態で判断がなされている。

このような対応は、公正性や透明性を欠いたものであり、極めて問題がある。

**○沖田委員長**

委員から質疑等あるか。

(「なし」という声あり)

## (2) 請願第2号 行政文書の開示運用の透明化を求める請願について

### ○沖田委員長

紹介議員からの説明を求める。

### ○紹介議員（森谷議員）

「どうぞどうぞ」と言ってコピーを提供してもらえる、その程度の対応にしてほしいという趣旨である。例えば、私が情報公開請求を行った際には、「問題があるため開示できない」と説明される。しかしその後、市から当該文書の関係先、すなわち原因となっている会社に行くと、当該文書のコピーを提供されるという事例がある。

会社側がコピーを提供しているにもかかわらず、市としてはそれを拒否するという対応は、理解できない。このような場合には、会社に対して確認や打診を行うなど、適切な調整を行うべきである。

何でもかんでも「出せない」「開示できない」という一律の方針では、適切な対応とは言えない。

そのような点を含め、丁寧で実態に即した対応をきちんとしてほしい。

### ○沖田委員長

委員から質疑等あるか。

（「なし」という声あり）

## (3) 請願第3号 公文書管理条例の制定を求める請願について

### ○沖田委員長

紹介議員からの説明を求める。

### ○紹介議員（森谷議員）

浜田市には公文書管理条例が制定されていないため、公文書を適切に管理していくなくても条例違反にはならない、という認識が示されてきた。この点については、以前の総務課長からもそのような説明があったところである。

条例を制定しなければルール違反にならない、という状況であれば、結果として遵守意識が希薄になりがちである。

しかし、島根県においては既に公文書管理に関する条例が制定されている。であるならば、市としても特段難しいことを行う必要はなく、同様に条例を整備すればよいと考える。

公文書は適切に作成し、管理しなければならないという基本的なルールを明確にするためにも、公文書管理条例の制定を強く求めたいという趣旨である。

### ○沖田委員長

委員から質疑等あるか。

### ○川神委員

執行部に確認するが、ルールがない、条例がないということだが、この考え方について伺う。

○総務課長

当市においては、文書管理については浜田市事務処理規則等に基づいて処理を行っている。また、国等の行政機関を対象とする公文書等の管理に関する法律の考え方と同じにしているため、現状、条例の制定の考えはない。現在ある規則に基づいて処理をしている。

○沖田委員長

その他質疑等あるか。

( 「なし」という声あり )

**(4) 請願第4号 市役所における文書管理の適正化を求める請願について**

○沖田委員長

委員から質疑がないか。

○佐々木委員

請願事項に書かれている点について、執行部ではおおむね対応できているという認識で良いのか伺う。

○総務課長

先ほども言ったように、文書管理については、浜田市事務処理規則に基づいて処理をしており、適正に対応していると考えている。請願事項の1から3までは、事務処理規則に基づいて対応している。4の電子化を進め閲覧性を向上することについては、現在自治体DXの関係で検討を進めているところである。5の職員の文書管理研修の実施についても、毎年、新規採用職員及び新任係長には必ず実施しており、その他その都度研修を行っている。

○沖田委員長

その他質疑等あるか。

( 「なし」という声あり )

**(5) 請願第5号 市職員による押印管理の見直しを求める請願について**

○沖田委員長

質疑があればお願ひする。

○柳楽副委員長

現在、印鑑を預かって職員が押印をされるような実情があるかどうか伺う。

○総務課長

職員個人の責任で押印を行っており、そういった実態はない。

○佐々木委員

2番から5番までの内容についても、おおむね現状できているという認識で良いのか伺う。

○総務課長

職員個人の責任で押印を行っているため、この管理についても職員が個人で行う

ものと認識しており、台帳の整備等の考えはない。また電子決裁については、先ほどの内容にも関係するが、自治体DXの関係で検討を進めている。研修も行っている。

**○沖田委員長**

その他質疑等あるか。

( 「なし」という声あり )

**(6) 請願第6号 浜田市ホームページの改善を求める請願について**

**○沖田委員長**

委員から参考のために執行部に確認したいことがあるか。

**○川神委員**

ホームページが分かりにくいということで、これは個人の感覚的なものもあると思うが、実際に市民などから、分かりにくいとか改善を求めるような声が上がってきているのかどうか伺う。

**○DX推進課長**

ホームページについてはアンケート機能を用意しており、先月であれば月60件ぐらいの回答があった。そのうち8割ぐらいは特に問題がないという回答であったが、2割については、見にくかった、探しにくかったというような回答がある。

**○川神委員**

そういう意見を、改善のために随時反映させているのか。

**○DX推進課長**

アンケートを毎月集計しており、月ごとに回答のあった全ての項目・ページについて担当課にフィードバックし、改善の指示やお願い等を行っている。

**○沖田委員長**

その他質疑等あるか。

( 「なし」という声あり )

**(7) 請願第7号 大雨災害時の避難誘導体制の改善を求める請願について**

**○沖田委員長**

委員から質疑等あるか。

**○岡本委員**

避難誘導について課題があるのではないかという請願だが、実際、訓練などを通して少し課題も起きているのではないかと思う。担当課としての認識について尋ねる。

**○防災安全課危機管理監**

委員の言うとおり、定期的に総合防災訓練や津波避難訓練を行っている。課題としては、足が悪くてなかなか避難できない、防災無線が聞き取れないといった声を聞いている。防災無線については、新システムの構築中スピーカーも良くなるし戸

別受信機の設置を進めており、改善できると考えている。避難が難しい方については、大雨の時などの高齢者等避難や避難指示が出る前のリードタイムを活用して、悪くなる前に早めに避難していただくようお願いしているところである。

### ○岡本委員

防災訓練はやればやるほど、課題はエンドレスで起きてくるが解決は必要と考える。この請願は、今やっていないことを指摘しているのではなく、やっていてもまた新たな課題が起きるという観点から、やはり必要なことなのだろうという感想を持っている。

### ○防災安全課危機管理監

そのとおりで、実際にやってみると新たな課題が出てくるため、これからも訓練を重ねて取り組んでいきたい。

### ○柳楽副委員長

避難所の開設基準を明確にという項目があるが、行政が主導して開設するだけでなく、住民の判断で開設を求めるようなことも基準の中にあるのか確認したい。

### ○防災安全課危機管理監

避難情報の判断伝達マニュアルがあり、災害対策本部会議で高齢者等避難や避難指示等の発令に連動して避難所を開設することが基準となる。ただ、警報に至らなくても状況が悪化しそうだったり、夕方になりかけていたりする場合は、早めに避難所を開けることもある。また、住民の不安を払拭するために、基準に至っていないくても避難所を開けることもある。

### ○沖田委員長

その他質疑等あるか。

( 「なし」という声あり )

## (8) 請願第8号 防災無線の音質改善及び情報伝達強化を求める請願について

### ○沖田委員長

委員から参考のために確認したいことがあるか。

### ○岡本委員

防災無線が聞こえにくいという点について、新たな防災無線を設置するという話を聞いているが、その辺のところは改善されたものなのかどうか確認しておきたい。

### ○防災安全課長

音が聞こえにくい地域については、屋外拡声子局の配置を見直して最適化を図っている。また、併せて高性能スピーカーを採用することで音の明瞭性及び到達範囲を向上するようにしている。一方で地形的な条件や建物、風雨の状況によっても聞こえにくいことがあるため、併せて戸別受信機、防災防犯メール、SNS等の多重的な伝達手段を活用しているところである。

### ○岡本委員

市民は窓を開けても聞こえにくいと言われていると思うが、今言われたような補

完手段以外に、何か新たな検討を考えようとしているのか尋ねる。

**○防災安全課長**

防災行政無線を補完することとして、戸別受信機、防災防犯メール等を考えている。

**○柳楽副委員長**

補完のことに関して、以前、防災行政無線が聞こえにくい、内容が分からなかつたときに確認をする方法があったと思うが、それはどういう形で確認できるのか。

**○防災安全課長**

放送した内容を電話で聞くことができる機能がある。

**○沖田委員長**

その他質疑等あるか。

( 「なし」という声あり )

**(9) 請願第9号 市職員の接遇向上研修の強化を求める請願について**

**○沖田委員長**

紹介議員から説明を求める。

**○紹介議員（森谷議員）**

コンビニなどでは、初日から「いらっしゃいませ」と積極的な対応がなされている。そこまでの対応を求めるものではないが、現状の市の対応は、市民をあまりにも「お客様」として扱っていないように感じられる。市民は行政サービスを受ける立場にある以上、いわばカスタマーであるにもかかわらず、そのような意識が十分に共有されていないように思われる。

また、この点について委員に申し上げても、課長・部長といった管理職が同席している場面では、職員もどのような対応をすべきかを理解して行動しているのが実情である。つまり、上司の目があるかどうかで対応が変わるという、いわばずるい体質が内在しているということである。

このような状況を改善するためには、いわゆるダミーチェック、すなわち第三者による覆面調査のような仕組みも検討すべきであると考える。

さらに、根本的な対策として、電話対応については、安芸高田市や中国電力、NTTなどが実施しているように、「この通話は録音されています」という案内の上で対応を開始する方式を導入すべきである。

これにより、双方が自制的かつ紳士的な対応を心がけるようになり、相互のチェック機能が働くと考えられる。

**○沖田委員長**

委員から確認したいこと等あるか。

**○川神委員**

年間通してどのような形で接遇研修を行われているのか、実態を伺いたい。

**○人事課長**

新規採用職員については、島根県自治研修所主催の接遇研修を毎年度必ず受講している。また、浜田市独自の研修として動画を用意しており、機会を捉えて疑問点が生じたときは見直せるような仕組みを設けている。

**○佐々木委員**

紹介議員に質問だが、請願項目には入っていないが、先ほど言った録音禁止の解除も求めるものという理解で良いのか。

**○紹介議員（森谷議員）**

はい。録音することが接遇の改善につながるという認識を持っていただければと思う。空き家バンクで職員から「お前来るな」と言われた。普通はこのような言葉は使わない。それなのに処分もされないので処分するよう求めた。そのときは録音禁止違反覚悟でその後の対応を録音した。それが証拠となって文書注意か何かで処分された。禁止録音されていると思えば、このような不適切な対応はしないと考える。

**○佐々木委員**

そうすると3番の「接遇改善に生かすこと」という内容の中に、録音禁止の解除も入っているということで良いか。

**○紹介議員（森谷議員）**

はい、入っている。

**○沖田委員長**

その他質疑等あるか。

(「なし」という声あり)

**(10) 請願第10号 市役所職員の働き方改革を求める請願について**

**○沖田委員長**

委員から質疑等あるか。

**○柳楽副委員長**

働き方改革について、現在取り組んでいることがあれば伺いたい。

**○人事課長**

時間外勤務の抑制として、各職員には月45時間という枠があり、超過が生じる可能性がある時には所属長と協議を行い、人員体制の在り方や職場での協力によって抑制に取り組んでいる。また、フレックスタイムやリモートワークといったところも検討している。

**○沖田委員長**

その他質疑等あるか。

(「なし」という声あり)

**(11) 請願第11号 浜田市財政情報の分かりやすい公開を求める請願について**

**○沖田委員長**

委員から質疑等あるか。

( 「なし」という声あり )

**(12) 請願第12号 公金支出の透明化と効果検証を求める請願について**

**○沖田委員長**

委員から質疑等あるか。

( 「なし」という声あり )

**(13) 請願第13号 市内業者への優先調達制度の強化を求める請願について**

**○沖田委員長**

紹介議員から説明を求める。

**○紹介議員（森谷議員）**

発注内容によっては、非常に高度な専門性を要するものが存在する。そのような高度な案件について、浜田市内の事業者に一律に対応を求めることが、現実的に困難な場合もある。例えば、現在委員各位が使用しているタブレットについてであるが、これは東京インタープレイ社が提供しているものである。私が議員在職中に同社と直接話をした経緯があるが、実際に採用されたのは私が議員を辞職した後であった。実際の窓口は浜田市内の業者である浜田コンピュータとなっている。

東京インターパレイ社ではないのかと確認したところ、入札条件に「浜田市内業者」と明記されているため、そのような形になったとの説明であった。しかし、当該業務内容を浜田市内業者限定とすること自体、極めて不自然である。

実際には、浜田市内でコンピュータ関連業務を行っていそうな事業者に片っ端から電話をかけ、その中で浜田コンピュータを窓口とすることで、ようやく対応が可能になったという経緯である。

このような、形式を整えるためだけの対応が、議会の発注において行われているのである。なお、こうした状況は議会の発注に限った話ではないと認識している。

私自身が指定管理者として名乗りを上げた際にも、私が応募すれば市内業者でなくとも認められる一方で、複数の応募があれば市内業者が優先されるなど、運用に一貫性が見られない場面があった。

このように、案件ごとに対応が異なり、整合性を欠く取扱いが散見される。特にIT関連など高度な専門性を要する分野については、「浜田市内業者に限る」といった条件を、単発的かつ形式的に課すのではなく、その発想自体を見直すべきである。

難易度の高い業務については、内容に応じた柔軟な発注の在り方を採用すべきであり、画一的な市内業者限定というイメージ的な運用は改めるべきであるということを申し上げたい。

**○沖田委員長**

委員から質疑等あるか。

## ○佐々木委員

タイトルは「市内業者への優先調達制度の強化」だが、説明を聞くと、必ずしも市内業者を優先させない方が良いというようなニュアンスも取れたが、いかがか。

## ○紹介議員（森谷議員）

強化の内容である。市内業者ができないことを市内業者にやらせることは強化につながらない。市内業者ができることだけをやる、やらせるという形で強化するということである。どこでもできることを全国レベルでやってたりする、メリハリを付けようということである。

## ○川神委員

紹介議員に聞くが、5番目の「地域経済の効果を議会に報告」について、地域経済の効果というのはどのようなものを考えているのか教えてほしい。

## ○紹介議員（森谷議員）

地域の業者ができるることは外に広げないで、地域の業者にということである。

## ○川神委員

ここでいう効果というのは、どのような数値的なものや指標を考えているのか教えてほしい。

## ○紹介議員（森谷議員）

何が数字として分かるかは別だが、一つの指標を決めて、それをずっと追っかけていけば比較ができると考える。例えば売上げだとかGDPだとか、そういったものを決めて指針としてやるということになると考える。

## ○沖田委員長

その他質疑等あるか。

( 「なし」という声あり )

### (14) 請願第14号 空き家対策の強化を求める請願について

## ○沖田委員長

委員から質疑等あるか。

## ○佐々木委員

紹介議員に聞く。請願事項4番の「運用」とはどういう内容か。また、5番の「利活用策」について、どういうものをイメージしているのか伺う。

## ○紹介議員（森谷議員）

空き家バンクの現状は、「空き家があります」「空き家を並べました」というだけで、形だけにとどまっている。これでは利活用につながらない。

本来であれば、例えば「この物件は最適に改修すればこう使える」「民泊としての活用が考えられる」「住宅用途に適している」といったように、一定程度こちら側でイメージを示す必要があると考える。

もう一つの課題として、5・6年前は空き家バンクの動きが活発であったが、近年はその活発さが失われている点が挙げられる。また、現在は物件の見せ方に一覧性

がなく、全体像を把握しにくくなっている。

この点については、先ほど触れられた、県のホームページで実施されているDXを活用したアンケートのような取組も参考にすべきである。

インターネットに詳しい人もいれば、そうでない人も空き家バンクを利用する以上、DXの視点を取り入れた分かりやすい仕組みづくりが必要である。

結論としては、一つ目は、空き家の利活用についてきちんと説明すること、二つ目は、物件情報に一覧性を持たせることである。少なくともこの二点については、大きな課題があると認識している。

また、個人的に利用する立場から見ても、現状の運用には疑問を感じる点がある。

さらに、録音されている内容についても、担当課が確認しようとしている点は問題である。こうした対応は、適切とは言い難く、改善が必要であると考える。

### ○佐々木委員

確認だが、空き家について、賃借や売買だけでなく、いろいろなことに使うような策や運用を作つて提示してほしいということか。

### ○紹介議員（森谷議員）

このように使うというのは、一つの方法である。どの案にするかは担当課で考えてほしい。

### ○西田清久委員

空き家については以前から懸案で、有効に使えば良いというのは議員から言われているが、市で空き家バンクで取り組まれているのは、すぐに入居しやすい空き家のみを登録して、それ以外で大規模の修繕がいるようなものは空き家バンクに登録するスタンスはなかった。もっと広い利活用策の運用を求められているが、市として運用改善の余地はどの程度あるか。

### ○定住関係人口推進課長

空き家バンクの登録に当たっては、必ず浜田宅建センターに委託して物件の瑕疵状況を見てもらっている。危険度があるというものについて責任を負えないもので、業者に判断してもらって、可能なものを登録している。

大規模修繕が必要できないのではないかということだが、大規模修繕があることを物件の状況として示している。補助金を使って快適に住めるような補助制度も設けている。

このため、今の段階では運用改善ではなく、引き続き周知を強化して利活用に努めていきたい。

### ○沖田委員長

その他質疑等あるか。

（「なし」という声あり）

## （15）請願第15号 まちづくり条例に基づく行政説明の徹底を求める請願について

### ○沖田委員長

紹介議員からの説明を求める。

### ○紹介議員（森谷議員）

市民を排除している事案がある。まちづくり推進条例についてであるが、この条例には、市民が主体となり、積極的にまちづくりに参加することが明記されている。そのために、市は情報提供を行い、説明を分かりやすく行う責務を負っていると定められている。

この条例は、合併後、自治区制度が廃止され、自治区長という役割がなくなる際に、その代替として制定された、極めて重要な横断的条例である。にもかかわらず、現状においては、この条例が軽視されていると言わざるを得ない。

判断基準は一貫しておらず、都合の良し悪しによって使い分けられているように見受けられる。例えば、ある場合には「専門家ではないから意見は聞かない」とされる一方で、別の場面では専門家を集めて議論を行い、また別の場面では「利害関係者である」という理由で専門家を排除するなど、ケースごとに対応が異なっている。

このように、専門家を排除したり集めたりする判断が、目的に応じて恣意的に行われており、結果として行政の意向どおりに進めているとの印象を与えている。

また、質問等について「業務に支障がある」という理由で排除されているが、これらの質問は条例に基づいて行われているものであり、正当な業務の一環である。

業務に支障があるという理由は成り立たない。

災害対応などを含め、市の業務には平時であっても通常業務以外の対応が数多く存在するが、それらも全て業務である。「業務に支障がある」という認識 자체が誤っており、業務である以上、必要であれば人員配置を見直す、応援を求める、あるいは体制を強化するという判断につながるべきものである。

通常業務に支障があるという理由で、市民からの正当な問い合わせや条例に基づく行為を排除する考え方は、副市長としての認識として適切とは言えず、看過できない問題である。

### ○沖田委員長

委員から質疑等あるか。

(「なし」という声あり)

### (16) 請願第16号 公共交通デマンドタクシーの運行拡充を求める請願について

### ○沖田委員長

委員から質疑等あるか。

(「なし」という声あり)

### (17) 請願第17号 市内バス路線の維持及び再編を求める請願について

### ○沖田委員長

委員から質疑等あるか。

( 「なし」という声あり )

### (18) 請願第18号 救急搬送における待機時間短縮策を求める請願について

#### ○沖田委員長

委員から質疑等あるか。

#### ○岡本委員

救急搬送の待機時間が長くなる事例が増えているというような指摘があるが、実際どうなのか認識を尋ねる。

#### ○警防課長

救急搬送される傷病者の約9割は浜田医療センターに受け入れてもらっている。医療機関との情報共有は、救急隊が一定の書式で傷病者の状況を把握し、それを病院への連絡に活用することで、情報共有を行い、時間短縮を図っている。

また、令和6年からはマイナ保険証を活用した救急実証事業に参加しており、現在も継続している。これは、マイナ保険証を救急隊が閲覧できるシステムであり、このシステムを活用することで、傷病者の正確な医療情報を医療機関と共有している。

本事業は令和8年度から全国で本格運用される。現在、搬送される傷病者の約3割の方のマイナ保険証を閲覧しているが、今後、マイナ保険証の登録者が増えることで、迅速な選定がさらに加速すると考えられている。

具体的な数字で示すと、119番通報を受けてから病院到着までの時間は、令和5年度は全国平均45.6分に対して、浜田消防は41.26分で約4分早く、今年度は11月末現在でさらに1分短縮し、40.49分となっており、効率化が図られている。

救急車の出動件数は昨年で3,335件で、7台の救急車で運用している。1台当たりの出動件数は1.3件で、全国平均の3.9件と比較しても半分以下の数値となっている。このため、シフト改善などの対応は不要と考えている。また、救急出動が連續した場合には、休憩時間を調整しながら対応し、負担がかからないよう配慮している。

さらに、救急車の停車位置から現場までの距離が長かったり、救命処置が必要と判断される事案では、隊員の負担を軽減するために4人出動や支援隊の同時出動により対応している。

適正受診や救急車の適正利用については、様々な媒体を活用して広報している。市内の病院、店舗、市役所等にポスターを掲示し、石見ケーブルテレビや浜田市ホームページ、広報はまだに掲載している。また、浜田市防災防犯メール登録者への周知やSNSでの発信、各種イベント出展時や応急手当講習時にも啓発活動を行っているので、全て対応していると考えている。

#### ○岡本委員

これまでの報告や新たな報告で努力は認めてる。ここで紹介議員に尋ねる。待機時間が長くなる事例が増えているというのは、何か例があるのか尋ねる。

○紹介議員（森谷議員）

個別の長くなる事例を把握しているわけではないが、将来的に職員の退職者が多くなる時期があり、そこでサービスが低下しないようにあらかじめ手を打ちたい、人を採用して余裕を持たせてほしいというのが主な目的である。

○岡本委員

紹介議員の思いは理解するが、事例は直接把握していないということか。消防対応が遅れているのではないかという不安を与えるといけないので、その点は訂正しておくべきかと考える。実際、トラブルがあったときの対応などはされているのか。

○警防課長

現場滞在が長引いた事案に関しては、その都度、病院等と検証しながら改善を図っている。

○佐々木委員

紹介議員に質問だが、請願事項 5 項目の内容とは少し外れるが、将来の退職に備えて体制整備をしてほしいというのが趣旨だという理解で良いのか。

○紹介議員（森谷議員）

はい。過去の事例も含めて、人員配置に余裕があつて初めていろいろなことができると言える。今の消防に対して、これをやっていないから悪いという思いはない。

○佐々木委員

趣旨は、将来まとまった退職があるので、それをあらかじめ体制に手を打つてほしい。そうでなければ請願事項のような状況になる。要は体制整備をしてほしいということか。

○紹介議員（森谷議員）

一つ一つの連絡がうまくいっていないところも含めて対応しなければならない。

○沖田委員長

その他質疑等あるか。

（「なし」という声あり）

請願の審査は以上だが、採決については、12月1日に開催した本委員会において議案採決の後に行うことにして決定したので、後ほど行う。

ここで暫時休憩する。

[ 11 時 13 分 休憩 ]

[ 11 時 24 分 再開 ]

2 議案第 76 号 浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○沖田委員長

執行部から補足説明はあるか。

○DX推進課システム担当課長

施行期日を訂正した件について、補足説明をする。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、国の示す標準仕様書に準拠したシステム移行作業を進めているが、令和7年11月17日から実施している住民情報システムの検証作業において不具合が確認されたことから、移行スケジュールを見直すことになった。変更後の稼働予定日は令和8年3月下旬となる。対象となる業務は、12業務である。現在の住民サービスに影響はないが、新システムで導入を予定していたe-L-QR公金収納については、開始時期が延期となる。

**○沖田委員長**

委員から質疑があるか。

**○川神委員**

不具合とはどのようなものか教えてほしい。

**○DX推進課システム担当課長**

不具合は、処理実行中にシステムが異常終了するとか、設定されている値が正しくないとか、複数の事象を確認している。

**○川神委員**

それは、システムのソフト自体に問題があったのか。その発生した理由は何か。

**○DX推進課システム担当課長**

標準システムはメーカーが作っているパッケージシステムだが、完成してまだ間もないため、まだ十分な検証がなされていない。パッケージシステムの不備が多数あると判断している。

**○川神委員**

まだバグが完全に訂正されていない中で提供されているということか。起こり得ることが想定されていたのか。

**○DX推進課システム担当課長**

最初から延期する想定はしていなかったが、検証作業で不具合が発見できたので、検証作業が機能したという点で、前向きな延期と判断している。

**○岡本委員**

システム改修に伴う費用の責任と負担について尋ねる。システム上の予期しないものといった判断なのか。

**○DX推進課システム担当課長**

パッケージシステムであるため、今後の改修費用については、当初決まっている金額の中でできるものと思っている。

**○戸津川委員**

e-L-QR公金収納とはどういったものか教えてほしい。

**○DX推進課システム担当課長**

納付書にQRコードを記載し、それを読み込むことによって何とかPay払いなどのキャッシュレス決済やクレジットカードなどで収納ができるものになっている。

**○沖田委員長**

ほかにないか。

( 「なし」という声あり )

### 3 議案第77号 浜田市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例について

#### ○沖田委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑があるか。

#### ○佐々木委員

長沢サブセンターについて、職員も配置されるということだが、長沢地域として独自の活動になっていくのか、地域性を出した取組を考えておられるのか伺う。

#### ○まちづくり社会教育課長

基本的には市の施設であるためどなたが利用されても良い施設だが、地域的に長沢に建つというところであるため、長沢の地域の方が芸能発表などの取組をされるという話は聞いている。メインは長沢地区の住民が利用されると思うが、長沢地区だけでなく、近隣の方にも利用していただけるようPRしていきたいと考えている。

#### ○佐々木委員

長い間、地域の方はすごく望まれてやっとできた施設であるため、ぜひ使っていただきたい。

#### ○柳楽副委員長

進行を交代する。

#### ○沖田委員長

名称が「長沢サブセンター」ということだが、各地域で「サブ」という名称に違和感があるという声もある。例えば「長沢まちづくりセンター」でも良いのではないかという声もあるが、この「サブセンター」という名称についての考え方を伺う。

#### ○まちづくり社会教育課長

石見まちづくりセンターがあって、そこを補完する施設ということで「サブセンター」という名称にしている。石見のまちづくりセンターを補完する施設として、拠点が長沢にできたという位置付けである。

#### ○沖田委員長

行政側の解釈は分かるが、例えば、国府地区では、宇野分館た有福分館住んでいる方にとっては一つの独立した地区だと考える。今後見直されるような考えはあるのか。

#### ○まちづくり社会教育課長

当初、「長沢まちづくりセンター」にしてはどうかという意見もあったが、そうしてしまうと長沢地域の方しか利用できないというイメージを持たれる懸念もあった。石見は石見として一つでやっていこうというところで、サブセンターという名称にした経緯がある。

**○柳楽副委員長**

進行を戻す。

**○沖田委員長**

ほかに質疑等ないか。

( 「なし」という声あり )

**4 議案第 80 号 浜田市坂根正弘奨学基金条例の制定について**

**○沖田委員長**

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑はあるか。

**○佐々木委員**

1 億円程度で 25 年ぐらい制度が続けられるという話だったが、株式の配当にも影響するので、長くなることもあれば短くなることもあるという受け止めで良いか。

**○政策企画課長**

これまでの坂根顧問からいただいた寄附のふるさと応援基金の残額約 1,840 万円に加え、株からの配当もあるため、数年は株式を取り崩さずにできると見込んでいる。残額も配当も、株の売却も全て想定して、長年、25 年程度できるだろうと見込んでいる。

**○佐々木委員**

長年ということなので、必ずしも 25 年ということではなく、できる限り続けるということか。

**○政策企画課長**

はい、そのとおりに見込んでいる。今で言えば約 1 億円程度だが、株価によって配当金額も変わるため、今後の経過を見守る形になるかと思う。

**○沖田委員長**

ほかに質疑はないか。

( 「なし」という声あり )

**5 議案第 87 号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について**

**○沖田委員長**

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑があるか。

**○岡本委員**

大船渡市の林野火災のことが表示されているが、各地域で草刈りしたものを焼いた火が広がるという話も聞く。今回の改正は非常に大事なことであるため、市民にしっかりと周知してもらう必要があると思っている。特に高齢者への分かりやすい周

知の方法について必要だと考えるが、お考えを尋ねる。

○予防課長

法改正に伴い市民周知は重要だと考えている。ホームページや市報、SNS、ケーブルテレビなど様々な媒体を活用して周知に努める。また、高齢者が野焼きをすることがあるため、しっかりと説明ができるような体制をとって理解してもらうよう努めていく。

○岡本委員

しっかりと周知してもらいたい。市の出前講座などを通じた周知も有効だと考えるが、いかがか。

○予防課長

防災安全課と協議しながら協力体制を執り、出前講座等もしっかりと活用し、町内会の訓練の際にも法改正の趣旨を説明していきたいと考えている。

○戸津川委員

林野火災ということだが、隣接する江津市や益田市、広島県なども一緒に条例改正等の対応をされているのか教えてほしい。

○予防課長

今回の改正は、隣接県、隣接市ともに1月1日からの施行を目指し、現在条例改正を進めている段階である。浜田市においては、市町村境や都道府県境があるので、そちらの消防本部とも情報共有を図って取り組んでいきたいと考えている。

○沖田委員長

ほかに質疑はないか。

( 「なし」という声あり )

## 6 議案第88号 指定管理者の指定について（浜田市有料駐車場）

○沖田委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑があるか。

○岡本委員

本会議場であった指定期間が5年から3年になったことについて、今後の民間移管を含めて考えたいという話だったが、その可能性や手順について尋ねる。

○行財政改革推進課長

立体駐車場については、公共施設の再配置計画上、民間移管の方針を決めているため、このたび3年とさせていただいている。民間移管の状況については、まだ内部での整理をしている段階である。立体駐車場は、周辺施設である石央文化ホールやワシントンホテルにとっても重要な駐車場であるため、民間に渡した際にそのまま駐車場として活用していただけるかなど条件整理をした上で進めていく必要があると考えている。

### ○岡本委員

今の話はそうだろうとは思う。今は駐車料金としては安くなる傾向にある。栄町駐車場についてはどうなるのか。

### ○行財政改革推進課長

栄町駐車場については建物がないこともあり、再配置計画上の方針は決まったものはない。

### ○西田清久委員

駐車料金について、周辺の民間駐車場と比較するとやや高いと感じる。以前も言ったことがあるが、益田市の駅前駐車場のように、1時間無料などの設定にすれば市民も利用しやすくなると考える。納付金は減額になるかもしれないが、駅前のグランドデザインを作成する動きもあるので、駅周辺のにぎわい創出のためにも料金設定を考える必要があるのではないか。

### ○行財政改革推進課長

非常に難しい課題をいただいたと思っている。これまでも説明していると思うが、周辺の民間駐車場の経営を圧迫しないようにという観点もあり、現在の料金設定とさせていただいている。ただ、にぎわいの面ではご指摘の通りであるため、別の課が担当している駅前のグランドデザイン等の議論の中で、そのような方向性が良いという議論があれば、一緒に研究していきたい。

### ○佐々木委員

今回は、納付金が 500 万円くらい減額になるようだ。周辺で新しい駐車場ができたからかもしれないが、その理由について教えてほしい。

### ○行財政改革推進課長

議案質疑でも少し説明したが、物価の上昇に伴い維持管理経費が上がっていることがある。また、収入面でも若干の伸びは示しているものの、中国電力の点検があれば伸びたり、なかつたら伸びなかつたり、外的要因が多いということで、長期的に上昇が見込みにくい状況である。そうしたこともあり、納付金が減少してきている状況である。

### ○佐々木委員

今現在 5,500 万円で、それが 5,000 万円ということで、これまでの経緯としては横ばいだった思うがどうか。

### ○行財政改革推進課長

単年での紹介になるが、令和元年度当時は約 2,700 万円あったが、令和 8 年度は約 1,700 万円になると見込んでいる。

### ○沖田委員長

ほかに質疑はないか。

( 「なし」という声あり )

## する条例について

### ○沖田委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑があるか。

( 「なし」という声あり )

## 8 議案第 96 号 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

### ○沖田委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑があるか。

( 「なし」という声あり )

## 9 議案第 97 号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

### ○沖田委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑があるか。

### ○佐々木委員

市長の給与に限ったことではないが、大前提は人事院勧告によるということだった。また、人事院勧告に従っていない自治体があるという話だったが、その規模や理由について分かればお願ひする。

### ○人事課長

人事院勧告においては、今回、民間と比較して約 3.6% の給与差があるとして、給与引上げの勧告が示されている。

また、島根県人事委員会勧告においても、民間との給与差が 3.29% であることから、月例給の引上げが勧告されている。

ボーナスについては、国の人事院勧告では 0.05 月分の引上げ、県の人事委員会勧告では 0.10 月分の引上げがそれぞれ勧告されている。

浜田市においては、これまで人事院勧告に準拠して対応してきた。今回、国および県の勧告はいずれも引上げとなっており、ボーナスについては若干の差はあるものの、全体としては国・県ともに上昇基調である点は共通していると認識している。

このため、従来どおり人事院勧告に沿い、準拠する形で提案しているものである。

### ○佐々木委員

人事院勧告の内容については理解したところであるが、必ずしも勧告に従っていない実態があるとの指摘があったため、その割合がおおむねどの程度であるのか、

例えば何%程度であるのかが分かれば示してほしい。また、その理由について把握している点があれば併せて説明してほしい。

### ○人事課長

県内の把握している状況について、まず、いわゆる一般職員については、令和7年度の議会提案において、すべて国の人事院勧告に準拠しており、ボーナスの支給月数についても、0.05月分の引上げを含め、全て同一の月数を提案しているとのことである。

差異が生じているのは、議員給与に係る賞与の部分である。県内においては、益田市、大田市、安来市の3市が浜田市より低い支給月数となっているが、浜田市を含むその他の5市については、今回の提案と同額の支給月数となっているとのことである。

先に述べた3市において期末手当の支給月数が低くなっている要因については、現時点では把握できていない状況である。

### ○沖田委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

ここで暫時休憩する。

[ 11 時 56 分 休憩 ]

[ 13 時 00 分 再開 ]

## 10 執行部報告事項

### (1) 浜田市地域情報化推進計画の進捗管理について

### ○沖田委員長

執行部から説明をお願いする。

### ○DX推進課長

1ページ目を参照されたい。はじめに、計画の評価・検証や管理体制など、概要について記載している。このうち、2計画の進捗管理の(1)計画期間についてである。

この計画は令和4年3月に策定し、令和4年度から令和7年度までの4か年計画として進捗管理を行ってきた。今般、本計画案を変更したため、その内容について説明する。

4計画の期間延長を参照されたい。総合振興計画行財政改革大綱については、計画期間を1年延長している。この地域情報化推進計画の次期計画に当たる仮称DX推進計画については、本年6月定例会議において計画策定支援に係るコンサルティング予算の議決を受け、現在策定作業に着手している。

次期計画は、令和7年度から令和8年度までの約2か年で策定する予定である。

こうした状況を踏まえ、去る11月10日に浜田市デジタルトランスフォーメーション推進本部会議を開催し、現行計画を1年延長することを決定し、計画期間を令

和8年度までとする変更を行ったところである。

続いて、5 進捗管理体制である。内部評価については、先ほど述べた浜田市DX推進本部会議において実施している。

昨年度までは、副市長をトップとする浜田市地域情報化推進本部として運営していたが、マネジメント力の強化を図るため、本年 3 月に市長をトップとする現在の会議体へ改組した。

この 3 月の推進本部会議において、スマートフォンを通じた利便性の高い行政手続きの実現、庁内業務のペーパーレス化、AI の活用という三つの基本テーマを決定し、4 月以降、施策の検討・展開を進めているところである。

また、(2)外部評価については、外部組織として浜田市情報化推進協議会を設置し、計画に関する外部有識者等からの意見聴取を行っている。今年度は 12 月 19 日に開催を予定している。

2 ページを参照されたい。ここでは、令和 6 年度事業の実績について記載している。中段の表のとおり、令和6年度は評価対象22項目のうち、約3分の2がA評価、残る約 3 分の 1 がB評価となっており、全体としては順調に推移しているものと考えている。

続いて 3 ページを参照されたい。ここでは、主な実績として、進捗評価が上昇した項目と低下した項目を取り上げている。

まず(1)では、進捗評価がBから改善した項目として4項目を掲載しており、4ページにわたって記載している。(2)では、進捗評価がBからCとなった項目を掲載している。今年度は、定住情報の発信力強化に関し、はまだ暮らしという専用サイトのアクセス数が目標達成率 46% になったことから、C評価となったものである。

今後は、県が進める地域社会DX推進パッケージ事業を活用し、地域課題の洗い出し等を進めるとともに、コンテンツの内容充実やSNS等によるはまだ暮らしの周知に取り組み、定住情報の発信力強化を図っていく考えである。

続いて 5 ページを参照されたい。(3)では、目標の上方修正を行う項目を取り上げている。1 の 14 番、アプリによる環境教育の推進については、ごみ分別アプリの登録者数を指標としており、スタンプラー機能やクイズ機能の充実等により、令和7 年度目標であった登録者数 1 万人を令和 6 年度の段階で達成したことから、目標の上方修正を行った。

また、3 の 5 高速情報通信基盤の構築についても、令和 7 年度時点でのケーブルテレビインターネット加入件数 5,200 件を目標としていたが、令和 6 年度末時点で 5,400 件余りとなったことに伴い、目標を修正している。

この後のページでは、全 32 項目の一覧及び各項目の個表を順に掲載しているため、確認をお願いしたい。

最後に、27 ページを参照されたい。令和 7 年度以降の取組計画を記載している。これらは、先ほど説明したDX推進本部会議において決定されたものであり、スマートフォンの活用やペーパーレス化の推進に加え、市民への影響が大きいスマート

窓口の構築など、計4項目を新規項目として追加している。

**○沖田委員長**

委員から質疑があるか。

**○西田清久委員**

施策の32項目のうち指標が定まっていないものが10個あるが、今後指標として示されるようになるのか聞きたい。

**○DX推進課長**

ご指摘のとおり、現在32項目のうち22項目には指標が設定されている一方、10項目には指標が設定されていない状況である。指標のない項目については、これまで取組の進捗が見えにくかったものが中心であった。

しかしながら、議員の指摘のとおり、特に本年に入ってから各取組が進展している状況にあることから、次期となる令和7年度の実績報告の段階においては、提示可能なものについては、順次提示していきたいと考えている。

**○沖田委員長**

ほかにないか。

(「なし」という声あり)

**(2) 浜田市災害情報Websシステム導入業務の経過報告について**

**○沖田委員長**

執行部から説明をお願いする。

**○防災安全課長**

本システムは、ICT技術を活用し、災害応急対策をより高度に行うことの目的として導入するものである。

1点目は、次期防災情報システムとの分割発注についてである。次期防災情報システムは、防災行政無線の更新を中心としたハード系の事業であるのに対し、災害情報Websシステムは、災害情報の地図表示、被害情報の収集、発令判断支援、避難所運営や備蓄管理などを行う、ソフトウェアを中心とした情報管理システムである。当初は一体的に検討していたが、両者は目的、役割、技術構成が大きく異なることから、詳細設計の検討過程において分割発注とする方が事業面・費用面で有利であることが確認された。このため、災害情報Websシステムを別発注としたものであり、独立して調達することで、初期費用及び維持管理費の低減につながったものと考えている。

2点目は、導入の経過及び今後の予定についてである。令和7年9月に公募型プロポーザル方式により参加事業者の募集を開始し、同年11月に選定委員会を開催して受注事業者を決定した。システム選定に当たっては、若手職員によるDX推進プロジェクトチーム等の協力を得て、技術的検討や比較評価を行い、慎重に進めたものである。12月1日に契約を締結し、納品については令和8年度の出水期前の5月を予定している。

3点目は、次期防災情報システム整備事業費の状況についてである。令和7年度当初予算と債務負担行為を合わせた予算額の合計に対し、事業費合計は、災害情報Webシステムの設計額の減額分が安価になっている。また、落札額についても、防災行政無線の入札減が生じている。

なお、令和7年度及び令和8年度に計上している事業費は、いずれも工事の進捗に応じた出来高払いとしている。

4点目は、災害情報Webシステムの概要についてである。事業者はアジア航測株式会社であり、契約金額は2,970万円、維持管理費は年額308万円である。

また、本システムではASP方式を採用しており、データセンターでの運用となることから、耐災害性の向上が図られている。

(5)機能要件については、①から⑩までの機能により、現場で入力された被害情報を即時に地図上へ反映させ、災害対策本部が状況を迅速かつ的確に把握できるようになる。また、気象情報や危険度情報が集約されることで、避難情報等の発令判断をより的確に行うことが可能となる。

さらに、本システムでは職員向けシステムとは別に、住民向けポータルが提供される。この住民向けポータルでは、緊急情報、気象情報、避難所開設情報、発令地区、通行止め情報、ハザードマップ等の地図情報を公開し、災害時に住民が必要な情報を迅速に取得できる環境を整備することとしている。

5の主な機能について、市民に直結する二つの機能について画面例を示している。避難所運営機能では、避難所の開閉状況、避難者数、ライフラインの状況、物資の不足状況などを一覧で把握することができる。また、備蓄管理機能により、備蓄物資の入庫状況や各避難所での配布状況を一覧で確認することが可能である。

なお、本システムには専用のモバイルサイトが用意されており、災害現場や避難所等にいる職員が、スマートフォン等から必要に応じて情報の登録や確認を行うことができる。これらの機能により、災害時における情報共有の効率化が図られ、住民への支援体制の充実につながるものと考えている。

### ○沖田委員長

委員から質疑があるか。

### ○柳楽副委員長

以前、会派で視察した紀宝町において導入されていた取組は、非常に完成度の高いシステムであると感じたが、今回説明を受けた内容は、それに近いものではないかと受け止めている。紀宝町では、各自主防災組織等にタブレットを貸与し、避難所の開設状況などを含めた情報共有が可能な仕組みを構築していた。

そこで今回、市で運用されるこれらの情報についても、自主防災組織やまちづくり組織等に対してタブレットを貸与し、同様の形で活用を進めていく考えがあるのか伺う。

### ○防災安全課長

自主防災組織等へのタブレット配布については、今のところ考えていない。運用

の中で検討していきたいと考えている。

**○沖田委員長**

ほかにないか。

( 「なし」という声あり )

**(3) 浜田港の海上自衛隊艦艇物資補給基地活用の要望活動について**

**○沖田委員長**

執行部から説明をお願いする。

**○防災安全課長**

浜田市、浜田市議会、浜田商工会議所、浜田商工会では、浜田港の有効利用に加え、地域経済への波及効果の観点から、平成26年度から、浜田港を海上自衛隊艦艇の物資補給基地として活用いただくよう、継続して要望活動を行っている。本年度で11回目の要望活動となるため、その概要について報告する。

1点目は、要望の概要及び要望日についてである。本年11月13日、防衛大臣をはじめとする防衛省関係者7名並びに地元選出国会議員に対し、要望活動を行い、要望書を提出した。

2点目は、要望者及び要望先対応者についてである。要望者は、浜田市長、浜田市議会議長、浜田商工会議所副会頭、浜田商工会会長の4名である。要望先の対応者としては、防衛省から大臣官房審議官の寺田広紀氏、海上幕僚監部から海上幕僚副長の八木氏に対応いただいた。

また、地元選出国会議員については、それぞれの事務所を訪問し、本人又は秘書に要望書を手交した。

3点目は、防衛省側からの回答の要旨についてである。面談において、寺田大臣官房審議官及び八木海上幕僚副長から、浜田港にはミサイル艇「うみたか」をはじめとする海上自衛隊艦艇が寄港しており、これまでの受入れに対して感謝している旨の発言があった。

また、自衛隊全体として人員が限られている中、既存基地の有効活用を重視している現状が示された。その上で、浜田港については、今後も広報や普及の観点から活用していきたいとの意向が示された。

本年度の要望活動においても、浜田港の地理的優位性やこれまでの受入実績について理解が得られ、今後も引き続き活用いただける方向性が確認できたものと受け止めている。

**○沖田委員長**

委員から質疑があるか。

**○川神委員**

私自身もこれまでに数回同行したことがあるが、要望内容に対する理解は、防衛省においても年々高まってきていくとの感触を持っている。

一方で、答弁にもあるとおり、海上自衛隊における人員の問題や運営経費の問題

など、様々な課題があり、実現に向けたハードルが高い状況にあることも理解している。要望の趣旨について理解が進む中で、同行者の交代や引継ぎも行われていると思われるが、昨年から直近にかけての要望活動において、これまでとは異なる新たな視点や反応が見られた点があったのか、その有無について見解を伺いたい。

### ○防災安全課長

新しい視点という話はなかなかなかったように感じるが、地元選出国会議員から助言を受けている。継続することが大切だと聞いているので、今後とも行なっていきたいと考えている。

### ○川神委員

これまでもずっとだが、県内において要望先の一本化が進んでいない状況については、現在も出雲市や隠岐の港湾においても一部で手が挙がっている状況がある

このような中で、県内を一本化して要望を行うことは容易ではなく、前市長からも政治力の話もあったが、県としても強い姿勢で臨みにくいという、もう一つの壁が存在しているものと受け止めている。

こうした状況を踏まえ、現時点においてこの点に関し、何らかの進展が見られているのか。

### ○防災安全課長

ご指摘のとおりいろいろな課題がある。県内の調整については、首長同士の協議になるので、市長等で考えていただければと思っている。

### ○川神委員

国会議員からは、これまでにも特定利用港湾の指定について再三提案がなされているが、現状としては実現のハードルが高い状況にあると認識している。

特定利用港湾については、国が指定を行うものであり、1年前には境港が指定を受けたところである。

そこで、こうした特定利用港湾の指定を見据え、本要望活動等にあわせて、国に対する働き掛けやアプローチを行っているのかどうか伺う。

### ○防災安全課長

特定利用港湾の指定を受けることは補給基地の誘致に向けて大きな方向性になるかと思うが、市民の皆の理解も必要だと思うので、今後とも検討していくことになっている。

### ○沖田委員長

ほかにないか。

( 「なし」という声あり )

## (4) 浜田市第2期公共施設再配置実施計画 令和7年度別冊について

### ○沖田委員長

執行部から説明をお願いする。

### ○行財政改革推進課長

資料 1 の 2 ページを参照されたい。総括についてである。このたび、総合振興計画の計画期間延長に伴い、下位計画である行財政改革大綱についても 1 年間延長したところである。併せて、公共施設再配置計画第 2 期計画についても、計画期間を 4 年間から 5 年間へ延長し、令和 6 年度を 4 年目と位置付けている。

進捗状況については、令和 6 年度末時点における一般会計の公共建築物の延べ床面積は 34 万 2,592 m<sup>2</sup> となった。これは令和 5 年度と比較して約 2 万 2,000 m<sup>2</sup> の削減となり、大幅な縮減が図られている。一方で、令和 7 年度における削減予定面積は約 2,100 m<sup>2</sup> にとどまる見込みであり、現時点では今後大きな削減が見込める案件が減少してきている状況にある。このため、削減目標の達成に向けて、計画の進捗に課題を有する施設や、先送りとなっている施設について、着実な履行を図るため、より一層の取組強化が必要であると総括している。

次に、2 点目として令和 6 年度の実績について説明する。主な実績としては、雲雀丘小学校の原井小学校への統合に伴う用途廃止、これに伴う放課後児童クラブの統合、第四中学校の第三中学校への統合に伴う用途廃止を行った。また、雇用促進住宅の民間譲渡をはじめ、地域定住住宅や災害公営住宅についても、民間譲渡や用途廃止を実施したところである。なお、令和 6 年度においては、新規整備等に伴う床面積の増加は生じていない。

3 点目は、令和 7 年度以降の取組についてである。今後の代表的な取組として、国民宿舎千畳庵及びリフレパークきんたの里、森の公民館の民間譲渡、美又温泉観光拠点施設の新設に伴う美又温泉国民保養センターの廃止、金城支所庁舎等の再配置に伴う複合化などを進めていく予定である。

続いて、3 ページを参照されたい。令和 6 年度の進捗状況を示している。対象施設数は 248 施設であり、計画策定期の 233 施設から 15 施設増加している。

次に実績についてである。計画期間の 1 年延長に伴い、延長前後の実績を併せて掲載している。実績数値自体は同様であるが、達成率については、比較の分母を令和 7 年度までの計画累計とするか、令和 8 年度までの計画累計とするかによって差異が生じている。達成率の算定方法については、本ページ中段に記載しているため、御確認いただきたい。

実績として、計画終了施設は今回新たに 11 施設を加え、累計 33 施設となっている。削減面積については、今回の 2 万 2,337 m<sup>2</sup> を加え、累計 2 万 7,455 m<sup>2</sup> となった。また、将来更新投資額の削減額は今回 82 億 8,800 万円を加え、累計 88 億 3,800 万円となっている。維持管理費の削減額については、5,685 万 5,000 円を加え、累計 7,239 万 8,000 円となっている。達成率については、資料記載のとおりである。

本ページ下段には、施設数や削減面積等の年度間の推移を表形式で整理しているため、併せて確認されたい。

続いて 5 ページを参照されたい。令和 6 年度の取組実績として、施設の廃止等により令和 6 年度中に生じた延べ床面積の増減について、概要とともに掲載している。

6 ページでは、令和 7 年度以降の主な取組について記載しているため、確認された

い。

7ページには、令和7年度以降における計画変更等を行った内容を掲載している。

8ページ以降には、施設別計画の修正内容を掲載している。

以上が、令和7年度別冊資料の説明である。

続いて、参考資料について説明する。参考資料1は、令和6年度末時点における本市の公共建築物の状況をまとめた資料である。また、参考資料2については、計画期間にかかわらず、本市が保有する一般会計の公共建築物について、用途分類別の床面積や施設別方針の一覧を添付しているため、併せて確認されたい。

## ○沖田委員長

委員から質疑があるか。

( 「なし」という声あり )

### (5) 中期財政計画及び見通しについて

## ○沖田委員長

執行部から説明をお願いする。

## ○財政課長

まず、中期財政計画策定の意義について説明する。住民に最も身近な基礎自治体として、将来に向けた持続可能な財政基盤の確立と、安定した住民サービスの提供の両立を図るために、財政状況を的確に把握した上で、健全な財政運営を行っていく必要がある。このため、財政の健全化を確保し、今後の財政運営の指針とする目的として、中期財政計画を策定し、公表している。

次に、表紙を参照されたい。今回の計画は、計画期間を令和7年度から令和11年度までの5年間、見通し期間を令和12年度から令和16年度までの5年間とし、従前の計画と同様に10年間を対象としている。

1ページから主な内容について説明する。

1ページでは、策定のポイントを整理している。第1段落では、令和6年度決算を踏まえた実質公債費比率や財政状況及び今後の見通しについて記載している。次の段落では、前回策定した中期財政計画の内容について触れている。第3段落では、今回の中期財政計画の特徴を示しており、新たな行政需要として、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の会場整備事業や浜田橋整備事業を盛り込んでいる。また、前回計画から引き続き、労務単価や物価の上昇による影響額を見込むとともに、職員の給与改定や金利上昇に伴う影響額を反映したことを記載している。

次に、2ページでは計画の基本的事項を記載している。歳入歳出の推計方法などを示しているが、詳細については各項目で説明する。基本的な考え方については前回計画から変更はない。

3ページを参照されたい。ここからは、財政推計の前提条件について説明している。

まず、歳入のうち(1)地方税についてである。主な変更点として、個人市民税所得割の推計に、令和7年度税制改正による影響額を反映している。また、固定資産税

のうち償却資産において税収の上振れが見られたことから、前回推計と比較して税収は増加基調で推移している。

なお、いわゆる年収の壁などの税制改正について現在議論が行われているが、中期財政計画では、法改正等により制度内容や影響が明確なもののみを反映することとしているが、現時点では改正内容や影響額が不明確なものが多く、また地方自治体の減収に対しては何らかの財源措置が講じられるとの議論もあることから、令和8年度以降の税制改正による影響は見込んでいない。

次に、4ページの(3)地方交付税についてである。地方交付税は全体として増加傾向にある。人口減少による交付税額の減少要因はあるものの、物価上昇や借入金利上昇等による基準財政需要額の増加や税収減を見込んだことなどにより、増加すると見込んでいる。なお、普通交付税については、近年、原資となる国税収入が堅調であり、追加交付が行われている。今年度についても追加交付が予定されている。

しかしながら、今後の税制改正により国税収入が変動した場合には、普通交付税にも影響が及ぶ可能性があるため、国の税制改正や地方財政対策の動向については、引き続き注視が必要であると考えている。

5ページに記載している使用料・手数料、国県支出金、繰入金については、記載のとおりであり、推計方法に変更はない。

次に、6ページの(7)地方債についてである。地方債は投資的経費の増減に連動して借入額が大きく変動する。投資的経費の内容については後ほど説明する。なお、これまで発行してきた臨時財政対策債については、令和7年度から発行額がゼロとなっており、今後の発行は見込んでいない。

7ページを御覧いただきたい。(8)その他の収入のうち、ふるさと寄附については、近年の実績及び目標数値を踏まえた推計としており、前回計画と同様の算定方法としている。

8ページからは歳出について説明する。まず、(1)人件費である。定員管理計画に基づき推計しており、令和7年度の給与改定を反映した結果、正規職員で約1.4億円、会計年度任用職員で約1億円の大幅な増となっており、収支に影響を与えている。

9ページの(2)物件費については、個別項目の増減要因に加え、昨今の物価上昇を踏まえた推計としており、これも収支悪化の要因となっている。なお、市長の新たな政策枠として、補助費等と合わせて総額3億円を計上している。

次に(3)扶助費である。推計方法に変更はないが、児童手当などの制度拡充や給付費の増加により、人口減少が進む中であっても減少せず、引き続き増加すると見込んでいる。

10ページの(4)補助費等については、個別項目の増減要因を反映した推計としており、令和8年度以降は増減があるものの、おおむね40億円前後で推移すると見込んでいる。

次に、(5)投資的経費である。今回、新規事業として浜田橋整備事業や国民スポーツ大会競技会場整備事業などを加えているほか、労務費や資材費の上昇による影響

も盛り込んでいる。このため、限られた財源の中での事業実施は、より一層厳しい状況となっている。

11 ページの(6)公債費についてである。今回の計画においても、借入金利の上昇を見込んでいる。近年は、国の積極的な財政運営の影響もあり、長期金利の上昇が急速に進んでおり、地方自治体の借入利率にも影響が生じている。利払費の増加による歳出増は、財政運営上の懸念材料の一つである。

12 ページについては、各項目とも推計方法に変更はない。(8)繰出金についても、前回計画と同程度の水準で推移する見込みである。

13 ページ、14 ページを参照されたい。これまで説明した内容を反映した財政計画を掲載している。13 ページには第 1 表の歳入内訳及び第 2 表の収支・基金内訳、14 ページには第 3 表の歳出内訳及び第 4 表の財政指標を記載している。

13 ページ下段の第 2 表、基金残高の推移についてである。基金残高の合計は徐々に減少する見込みであるが、財政調整基金の残高については 53 億円を確保し、前回計画と同水準を維持している。減債基金については繰上償還に充当し、ふるさと応援基金などの特定目的基金についても、事業充当のため取り崩すこととしている。

次に、14 ページ下段の第 4 表、財政指標についてである。実質公債費比率については、繰上償還の効果もあり低減し、令和 3 年度をピークとして改善傾向にある。計画期間中は地方債発行額の増減により指標に一定の増減はあるものの、おおむね前回計画と同程度の水準で推移すると見込んでいる。

15 ページ及び 16 ページでは、今回策定した中期財政計画及び見通しの分析を行っている。15 ページ中段の実質単年度収支の推移をみると、令和 7 年度から令和 11 年度までの計画期間中は、1 億円前後の黒字を維持し、令和 12 年度から令和 16 年度までの見通し期間と合わせて、収支均衡を確保している。

収支は均衡が取れているが、給与改定や物価上昇による歳出増を織り込んだ結果であり、15 ページに記載している①及び②の調整を行って、ようやく収支均衡を維持できる見通しとなっている。この収支均衡は、繰上償還の追加や収支改善対策を着実に行うこと前提としたものである。持続可能な財政運営を実現するためには、歳出削減をはじめとした実効性のある収支改善対策を、今後どのように着実に実施していくかが大きな課題であると考えている。

16 ページの③では、今後の懸念事項について記載している。インフレ局面における歳出圧力や税制改正の動向により、地方財政を取り巻く環境は不透明感を増している。このため、④では、こうした懸念を解消するための行財政改革の取組について言及している。今回の計画では、給与改定や物価高、新たな行政需要による収支悪化に対応するため、ふるさと応援基金などの基金を活用して対応しているが、常に将来に責任を持った持続可能な財政運営を念頭に置き、取組を進めていく必要があると考えている。

17 ページ及び 18 ページには主要事業を掲載している。今回初めて掲載する事業については、黄色で表示している。19 ページ及び 20 ページには、参考として過去 5 年

間の決算状況を掲載しているので、併せて参考いただきたい。

### ○沖田委員長

委員から質疑があるか。

### ○岡本委員

昨今の物価上昇等を踏まえた内容が示されていたが、その点について一点懸念がある。

それは、今後の予算編成に当たり、こうした諸物価の上昇などの各種条件を、あらかじめ十分に考慮した上で予算を積み上げていく考え方であるのか、という点である。この点について、どのように対応していく考え方であるのかを尋ねる。

### ○財政課長

今回策定した中期財政計画の前提条件については、来年度予算においても十分に念頭に置きながら、予算編成を行っていく考え方である。

実際、令和8年度当初予算の編成に当たっては、物価高の影響を考慮し、従来のマイナスシーリングは行わず、上昇分を見込んだプラスシーリングとして対応している。中期財政計画に盛り込んでいる内容については、基本的に翌年度の当初予算編成において反映させることを前提として、予算編成を進めていく。

### ○岡本委員

国勢調査の結果を踏まえ、人口減少について言及されているが、人口減少に伴う削減は生じないとの説明であったと受け止めている。この点について、実際に人口減少の影響がないと判断できるのは、どの時点になるのか。見通しが明らかになる時期について伺う。

### ○財政課長

人口減少については、地方交付税の算定上、一定の影響が生じるものである。その影響については本計画にも織り込んでいるが、それ以上に、物価高の影響や借入金利の上昇などにより基準財政需要額をはじめとする各種需要額が増加していることから、結果として人口減少による交付税減の影響が相対的に薄れている状況にある。したがって、人口減少の影響がないというわけではない。

その影響がいつ現れるのかという点であるが、人口減少の影響については、令和7年度に実施される国勢調査の結果を基に、翌年度の普通交付税算定から反映されることとなる。ただ、数千人規模の人口減少が一度に交付税額の減少として反映されると、行政運営に支障を来すおそれがあるため、国においては「人口急減補正」が設けられている。この補正により、交付税の減額は段階的に行われ、初年度は従来の減少分の約8割から9割程度が補填され、その後、おおむね5年間をかけて補正率が逓減し、最終的には人口減少の影響が全体として反映される仕組みとなっている。

このように、人口減少による交付税への影響は、一定の猶予期間を設けつつ、段階的に現れてくるものである。

### ○岡本委員

段階的な補正については、先ほどパーセンテージで説明があったが、これを実際の金額に換算すると、おおむねどの程度の規模となるのか。交付税額として、最終的に何億円程度の減少が見込まれるのかについて伺う。

### ○財政課長

基本的には、基準財政需要額の算定において減額される部分についての説明である。実際に人口減少に伴う税収減に対して、どの程度交付税算入がなされるかという点は一旦置いた上での話となる。

中期財政計画上の試算では、1人当たりの影響額はおおむね7万5千円程度、過去の実績では8万円前後として見込んでいる。したがって、人口が一度に1,000人減少した場合には約7,500万円、2,000人減少した場合には約1億5,000万円が、人口急減補正の仕組みにより段階的に減少していくものと推計している。

### ○佐々木委員

普通交付税について、今後は税収減を見ながら、バランスを取りながら増加していく方向性が示されていると認識している。一方で、過去には交付税の原資をめぐり、大きな懸念が示された時期もあったと記憶している。

一般に、税収が減少した場合には、その均衡を保つために交付税で措置される流れが基本としてあると考えているが、その下限については必ずしも明確ではない。その点も含め、現時点においては、交付税により一定程度賄いながら財政運営を行っていく状況にあると理解して良いのか。大まかな認識として確認したい。

### ○財政課長

現状では、地方交付税制度が適切に機能していることを前提として推計を行っている。いわゆる骨太の方針等においても、地方の一般財源総額の確保が示されていることから、普通交付税について大幅な減少が生じることはないとの前提で推計している。

### ○佐々木委員

臨時財政対策債についてであるが、今年度は発行額がゼロとなっている。これまでは多くの自治体と同様に、本市においても一定程度これに依存した財政運営を行ってきたと認識している。今後も引き続き発行額はゼロで推移する見込みなのか。おおむね、今後はこの制度に頼る必要がなくなってくるとの大まかな見通しと理解して良いのか。

### ○財政課長

委員の指摘のとおりである。臨時財政対策債は、国税収入が不足した場合に、その補填として発行される地方債であるが、現在は国税収入が順調に推移しており、交付税算入される赤字部分が大幅に縮小している。このため、臨時財政対策債を発行する必要がなくなっている状況である。

その結果、各自治体においても、同債に依存することなく、普通交付税として財源を確保できている。現状では発行額ゼロで推移しているが、今後、国税収入が再び不足するような事態となれば、全国的に臨時財政対策債が復活する可能性はある

ものの、現時点ではゼロで推移している。

### ○佐々木委員

本来は国が交付税で措置すべきものを、後年度に算入する前提で地方が立て替える制度であるが、国の財政事情によって左右される側面があるようにも感じる。しばらくは発行がないという理解で受け止めた。

次に、実質公債費比率について、数値は低いほど望ましいとされるが、現在は低下傾向にある。今後、各種施設整備や経費の増加により、再び上昇する可能性もあると考えられる。運営上、あまりに低すぎることが制約になる面もあるのではないかと感じているが、今後は大きく低下していく方向性を見て良いのか、それとも一定程度上昇する可能性があるのか。

### ○財政課長

トレンドとしては、今後は緩やかな右肩下がりになるとを考えている。その理由として、平成20年度以降の合併後の集中投資期間に実施した大型のハード整備について、その償還が順次終了してきている点が挙げられる。過去の投資に係る償還額と、現在の投資額及び地方債発行額との差によって、収支や指標は改善または悪化する構造となっている。大規模投資の償還が進むことで、実質公債費比率は改善していく傾向にある。単年度の大型投資であれば影響は限定的であるが、複数年にわたり同規模の投資を継続した場合、償還額が累積し、指標は徐々に悪化する。そのため、投資的経費の総額を適切にコントロールし、雪だるま式に負担が増大しないような対応が必要であると考えている。

### ○川神委員

いずれにしても厳しい財政状況が続く中で、説明を聞き、現状では何とか維持できているとの印象は受けた。一般質問で伺った内容では、2030年度前後において、税収と扶助費が逆転する可能性があるとされている。具体的には、2030年度に扶助費が約82億円、税収が約81億円となり、約1億円の逆転が生じる可能性があるとのことであり、今後5年以内に十分起り得る厳しい状況である。

今後、人口減少による税収減や扶助費の増加が進めば、財政運営は一層厳しくなると考えられる。過去には、数値目標を定め、議会も含めて全市的に行財政改革に取り組んだ時期もあったと記憶している。今後、さらなる行財政改革に取り組むに当たり、どのような点を重視し、全市的に進めていくのか、基本的な方針について伺う。

### ○財政課長

基本的な方針としては、今定例会議において市長が所信表明で述べたとおり、「賢く縮む」という視点を導入していく必要があると考えている。行政サービスやインフラを無駄なく集約・効率化しつつ、デジタル技術等を活用することで、市民の生活の質を維持・向上させることを目指すものであるが、人口減少により生活基盤が縮小していく中にあっても、市民生活への影響を最小限に抑えるため、「賢く縮む」という考え方で進めていく必要がある。

一方で、現下の物価高騰により、実質賃金が長期にわたりマイナスとなるなど、市民生活は厳しい状況にある。このような状況下で、市の将来の健全化のみを目的として過度に引き締めを行うことが、市民生活にどのような影響を及ぼすのかを慎重に見極める必要がある。

インフレによって、毎年度いろいろなものが上がってくる。同額の予算では従来と同じサービスを維持できない状況となっており、これまでにない難しい予算編成を迫られている。将来的には人口減少に応じて行政規模を縮小していく必要があるが、その過程をいかに円滑に進めていくかについて、現在模索している段階である。

### ○沖田委員長

ほかにないか。

( 「なし」という声あり )

## (6) 浜田市過疎地域持続的発展計画の策定について（中間報告）

### ○沖田委員長

執行部から説明をお願いする。

### ○政策企画課長

令和3年4月1日に、国において10年間の时限立法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行された。これに伴い、本市では令和3年12月に、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間とする浜田市過疎地域持続的発展計画、いわゆる過疎計画を策定したが、本年度がその最終年度となる。

本計画は、引き続き過疎対策事業債を活用するため、令和8年度から令和12年度までの残る5年間を計画期間とする新たな過疎地域持続的発展計画を策定するものである。

次に、資料2ページの「計画概要」を参照されたい。本計画は、現行の浜田市過疎地域持続的発展計画を基本としつつ、第2次浜田市総合振興計画後期基本計画に即して策定することとしている。表の(3)に記載している計画の構成項目については、現行計画から変更はない。

ここで、別冊として配付している計画案を参照されたい。目次の次の1ページでは、国から示された作成例に基づき、市の総合振興計画後期基本計画や、中期財政計画との整合性を図りながら作成していることを示している。

1ページから9ページにかけては、過疎地域の基本的な事項として、市の概況、人口動向、産業の推移、行財政の状況などを整理している。

続いて10ページでは、過疎地域の持続的発展の基本方針として、浜田市総合振興計画後期基本計画における将来像である「住みたい、住んでよかったです 魅力いっぱい元気な浜田」の実現に向け、七つのまちづくりの大綱を掲げている。

13ページの「2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」から43ページの「13その他地域の持続的発展に関し必要な事項」までの12項目について、課題別の現況と問題点、並びに対策事業計画を記載している。各項目には、過疎対策事業債の対

象となるハード事業 68 件、ソフト事業 33 件を盛り込んでいる。

最後に 45 ページには、13 ページから 44 ページまでに掲載したソフト事業のみを取りまとめた過疎地域持続的発展計画特別事業一覧表を掲載している。

計画案の内容説明は以上となるが、最初の資料に戻る。現在、12 月 3 日から 1 月 5 日までの期間で、市民の意見を募集するパブリックコメントを実施している。この期間に寄せられた意見や、並行して行っている県による内容確認の結果を反映した上で、来年 3 月の浜田市議会定例会議において、本計画の策定について上程したいと考えている。

なお、資料 2 ページには、現行計画との主な変更点を記載している。基本的な考え方は現計画を踏襲しつつ、人口等の数値の時点修正や、掲載事業の追加・削除を行っている。具体的な削除事業及び新規追加事業については、同ページの表に抜粋して掲載しているため、参考にされたい。

### ○沖田委員長

委員から質疑があるか。

### ○岡本委員

確認も含めて尋ねるが、先ほど最後のほうで、過疎債に対応するという説明があった。これは、本計画が過疎債に連動しているという認識で良いのか。

### ○政策企画課長

国の過疎対策事業債を活用するためには、本計画に沿った内容の事業が過疎債の対象となる。そのため、過疎計画に記載のない事業については、追加を行う必要がある。本計画に記載している事業内容は、現時点において、令和 8 年度以降に使用する、又は使用する可能性のある事業を取りまとめたものである。

今後、事業を進めていく中で不足する事業があれば、計画を変更し、追加していく予定である。

### ○岡本委員

国から過疎に対する事業計画を作成するよう指導があり、過疎債に関連していることは理解している。この計画を作成することによって、過疎債以外にも、国から何らかの助成を受けられるなどの狙いがあるのか。それとも、あくまで国の指導に基づき、そのとおり作成しているというスタンスなのか、その点をお尋ねする。

### ○政策企画課長

本計画は、あくまで国の作成方針に基づいて作成しているものである。現行計画と大きく内容を変更しているものではなく、過疎対策事業債を活用できる内容の計画として、現在の浜田市における過疎の状況を示した上で策定している。

### ○柳楽副委員長

パブリックコメントは 12 月 3 日から開始されていると思うが、現在までのところ、何らかの意見は寄せられているのか。

### ○政策企画課長

12 月 3 日から本日までのところ、ご意見はいただいているない。

### ○柳楽副委員長

パブリックコメントでは、多くの意見が寄せられない場合も多いと感じているが、今後、一定期間の経過を見て、新たな呼び掛けを行う予定はあるのか。

### ○政策企画課長

全ての計画のパブリックコメントの状況を把握しているわけではないが、傾向として、期限の終盤に意見が集中する場合があるため、その点は注視していきたいと考えている。

参考として、国の方針が示された後、県においても同様の計画が作成されており、県では既にパブリックコメントを終了しているが、県民からの意見はなかったと聞いている。

### ○佐々木委員

本計画は、地域の今後の課題について、こうした方向で進めていくという内容であり、非常に広範囲かつ詳細に記載されている。

一つ一つを見ると、言葉尻を捉えて申し訳ないが、「努める」「必要がある」「進める」「図っていく」といった表現が多く、今後、実現できるものもあれば、実現が難しいものもあるのではないかと感じている。

この計画は、掲げた内容に向けて努力していくという位置付けなのか、それとも、実現に向けて確実に進めていくという意味合いなのか、計画の進め方についての考え方を伺う。

### ○政策企画課長

本計画は、浜田市総合振興計画に即した形で策定している。今後あるべき浜田市の実現に向けて、各事業に取り組むための計画であり、令和8年度からの計画として、早速令和8年度の事業に充てたい内容も掲載している。そのため、実現に向けて取り組んでいく計画という位置付けである。

### ○佐々木委員

そのように、本計画を目指して進めていくということであれば、計画を策定する意義は十分にあると考えるので理解した。

### ○沖田委員長

ほかにないか。

(「なし」という声あり)

ここで暫時休憩する。

[ 14 時 05 分休憩 ]

[ 14 時 12 分再開 ]

### (7) 令和8年浜田市二十歳の集いの開催について

### ○沖田委員長

執行部から説明をお願いする。

## ○まちづくり社会教育課長

令和8年度の二十歳の集いは、令和8年1月3日（土曜日）13時30分から、会場は例年どおり石央文化ホールにおいて開催する予定である。対象者は、平成17年4月2日から平成18年4月1日生まれの者で、次のいずれかに該当する者としている。一つは浜田市在住者であり、浜田市出身者であるか否かは問わない。もう一つは、浜田市出身で市外在住者である。

対象者数については、令和3年3月に浜田市内の中学校を卒業した者が417名である。

式典の主な内容については、現時点では予定であるが、例年どおり、市民憲章の唱和に始まり、主催者挨拶、来賓祝辞、代表挨拶のほか、恩師からのビデオメッセージの上映を予定している。

出席者については、市長、副市長、教育長のほか、来賓として島根県議会議員、浜田市議会議員、浜田市教育委員を予定している。

なお、浜田市議会議員に対する案内については、12月1日にレターケースに配付している。

出欠については、欠席の場合に報告をお願いしたい。

## ○沖田委員長

委員から質疑があるか。

## ○岡本委員

確認ということになろうかと思うが、今回の予算に関連してお尋ねする。このような集いを開催した際に、同窓会などを行う場合に補助金が使えるといったやり取りがあったと思う。いわゆる同窓会を実施する場合に、この補助金を使いたいといった相談や話は出ているのか、その点について確認する。

## ○まちづくり社会教育課長

同窓会に対する補助金についてであるが、大変申し訳ないが、現時点で当課としては詳細な確認ができない。担当は定住関係人口推進課であり、当課には直接の問合せ等は来ていない状況である。ただし、そうした制度については、当日の会場において周知を行う予定としている。

## ○地域政策部長

補足する。委員が述べられたとおり、昨年も二十歳の集いに合わせて、それぞれのグループが同窓会を開催し、補助対象となったケースがあったと聞いている。

今後も、こうした事例は増えてくるものと考えている。

## ○沖田委員長

ほかにないか。

（「なし」という声あり）

## （8）浜田市まちづくり総合交付金制度検討結果について

## ○沖田委員長

執行部から説明をお願いする。

## ○まちづくり社会教育課長

まちづくり総合交付金については、現行制度として令和3年度から令和7年度までの5年間実施しているところである。制度を5年間運用してきたことから、令和8年度以降の制度を実施するに当たり、これまで運用の中で寄せられた要望や課題に対応するため、交付金制度の見直しについて検討を行ってきた。

検証体制については、資料中段に記載しているとおり、8名の委員で構成する検証検討委員会を設置し、検討を進めてきた。

検証・検討の方法については、令和3年度に改正した内容、現行制度における算定方法及び支出項目等について、地区まちづくり推進委員会及び単独自治会を対象にアンケート調査を実施した。併せて、令和5年度に実施した中間検証の結果も踏まえ、検証検討委員会において評価・検証を行い、必要な見直しについて検討を行ったものである。

検討の経過としては、令和7年度に入り、6月6日に第1回検証・検討委員会を開催して以降、計4回の会議を開催し、先般、検証・検討委員会から報告書の提出を受けたところである。

次に、検討結果についてである。検証・検討委員会からは、まちづくり総合交付金は、地域課題の解決や地域の活性化を促し、住民主体のまちづくりを推進する制度として、今後も継続すべきであるとの意見があった。

検討内容については、大きく三点に整理されている。一つ目は算定方法、二つ目は支出項目、三つ目は制度全般についてである。

まず、算定方法についてである。基礎額については、現行どおり維持することが妥当であるとの意見が示された。活動費については、令和3年度から導入された高齢加算及び年少人口加算が一定の成果を上げており、世帯数が減少する地域においても高齢化加算によって活動が補完されていることから、現状維持が妥当であるとの意見があった。

課題解決特別事業については、地域が抱える課題や解決すべき事案に柔軟に対応できるよう、事前に申請予定を把握するなど、予算確保に努める必要があるとの意見が示された。また、課題解決事業終了後の自主財源による事業展開についても、当初の事業計画段階から検討することが望ましいとの意見があった。さらに、制度を効果的に活用するため、大学生など外部人材と連携できる体制づくりを検討する必要があるとの意見が示された。

次に、支出項目についてである。対象経費の上限額の設定ということでこれまでいろいろと意見をいただいている。備品購入費及び工事請負費については、これまで多くの意見が寄せられてきたが、通常の交付金による事業については、現行どおりの取扱いとすることが妥当であるとの意見であった。ただし、活動において不可欠な備品や工事が必要となる場合には、備品購入費20万円、工事請負費60万円という限度額により事業実施が困難となることから、課題解決事業として実施する

場合には、これらの限度額を設けないことが望ましいとの意見が示された。また、通常の交付金では対応できない単発的な事業についても、課題解決事業として実施できる仕組みが望ましいとの意見があった。

食糧費については、現行では1人当たり1,000円を上限としているが、物価高騰の状況を踏まえ、1,500円へ引き上げることが望ましいとの意見が示された。

最後に、制度全般についてである。まちづくり総合交付金制度については、今後も地域課題の解決及び地域活性化を促進するため、住民主体のまちづくりを推進する制度として継続すべきであるとの意見が示された。また、地区まちづくり推進委員会の活動促進に向け、活動事例の紹介や実績報告書の閲覧を可能とするなど、他団体の活動状況が分かるよう、積極的な情報提供や情報共有の仕組み、機会を設ける必要があるとの意見があった。

交付金制度の検証については、活動状況や地域コミュニティとの連携体制を分析・検証し、社会情勢の変化や交付団体の枠組みの変化に注視しながら、継続的に制度改正の検討を行っていく必要があるとの結論が示された。

市としては、今回提出された検討報告書の内容を踏まえ、今後、市の方針を整理した上で、次年度以降の当初予算要求を行っていく予定である。

なお、検討結果報告書の詳細及びアンケート調査の結果については、別添資料として配付しているので、併せて確認いただきたい。

### ○沖田委員長

委員から質疑があるか。

(「なし」という声あり)

## (9) 浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）（案）について

### ○沖田委員長

執行部から説明をお願いする。

### ○人権同和教育啓発センター所長

本計画については、9月定例会議の委員会において、計画策定の流れを説明しているところであるが、このたび、浜田市人権尊重推進委員会から意見をいただき、計画素案を作成したため、その内容について報告する。

資料の2番の現行計画からの主な変更点を参照されたい。詳細については後ほど説明するが、主な変更点として、令和4年度以降における人権課題の変化や、関係法令等の制定及び改正を反映している。また、令和6年度に実施した人権問題に関する市民意識調査の結果を反映するとともに、人権尊重推進委員会からの意見を計画内容に反映している。計画期間については、第4次計画と同様に4年間としている。

次に、3番の人権尊重推進委員会の開催状況についてである。9月16日に第1回、10月15日に第2回の委員会を開催した。また、11月中旬には、第2回委員会において出された質疑等について事務局案を提示し、意見聴取を行った上で、今回の計

画素案を作成した。

4番のパブリックコメントについては、12月17日から1月16日までの1か月間実施する予定としている。

次に、資料の次のページを参照されたい。5番「現行計画からの主な変更点」について説明する。

まず、①法令等の制定及び改正による変更である。1から7に記載している各種法令や計画、市の条例や計画の制定等に伴い、計画素案中の記述を変更している。該当箇所については、計画素案の右ページに記載しており、変更箇所は赤字で示しているため、後ほど確認されたい。

次に、②市民意識調査に基づく変更である。各人権課題の取組内容の見直しを行うとともに、主な調査結果をグラフとして記載している。

次に、③人権尊重推進委員会の意見を受けて変更した内容である。計画素案資料には新旧対照表を添付しているため、そちらを参照されたい。なお、新旧対照表に記載しているページ数と計画素案のページ数は一致していない部分があるが、その点については了承いただきたい。

主な変更点について、新旧対照表を基に説明する。まず、11ページであるが、中段に「なお、男性が被害者となった場合も同様に対応します」との文言を追記している。これは、DVは男女を問わない問題であるとの委員会意見を踏まえたものである。

次に、13ページを参照されたい。上段において、「こども基本法及び浜田市こども計画の趣旨にのっとり、子どもは権利の主体であることを念頭に置き、子どもの権利擁護を推進する取組を行います」との記述を追記している。これは、人権尊重推進委員会において、子どもは権利の主体であることを明確に位置付けるべきとの意見を受けて追記したものである。

次に、22ページを参照されたい。上から7行目において、島根県をはじめとする多くの自治体における性的少数者パートナーシップ制度に関する記述を追記している。これは、島根県パートナーシップ宣言制度の策定や現状に合わせた表現に変更したものである。

このほかにも細かな修正を行っているため、後ほど計画素案全体を確認されたい。

今後の予定についてであるが、パブリックコメントでいただいた意見を踏まえ、第3回となる人権尊重推進委員会を開催し、その後、市長への答申を行った上で、3月定例会議に本計画案を提案する予定としている。

## ○沖田委員長

委員から質疑があるか。

(「なし」という声あり)

### (10) 情報通信システム対災害性向上事業について

## ○沖田委員長

執行部から説明をお願いする。

### ○通信指令課長

本年度から消防で取り組んでいる自治体DX情報通信システム対災害性向上事業について説明する。

本事業は、大規模災害時において情報通信が寸断されないネットワークを構築し、安全で安心して暮らせるまちの実現を目的とするものである。災害に強い公共安全モバイルシステム及び電子黒板を導入することにより、災害現場の状況を見える化し、リアルタイムな情報を電子黒板の大画面で共有することで、関係機関の連携強化や迅速な判断、指示・命令が可能となった。

公共安全モバイルシステムの導入経緯については、令和4年度、5年度、6年度の3か年にわたり総務省の実証事業に参加した。令和6年度の実証事業終了後、消防で回線契約を行い、同システムを継続して使用することを条件に、端末21台を総務省から無償で引き継ぐことが可能となったため、正式導入を決定したものである。

次に、11月4日に実施した三隅地域住民参加型防災訓練についてである。今年度購入した電子黒板を三隅支所へ搬入し、災害対策本部員として訓練に参加した。資料に示している(1)では、電子黒板の画面を分割し、左側をホワイトボードとして情報整理に使用し、右側では公共安全モバイルシステムから配信されるライブ映像を表示した。

また、(2)についても同様に、公共安全モバイルシステムからのライブ配信動画を受信している状況である。

資料中の3の表は、公共安全モバイルシステムと電子黒板を併用した実績回数を示している。これらのシステムを実際に活用した結果、言葉だけでは伝えきれない災害現場の状況をリアルに可視化でき、非常に有用であると認識している。

今後も引き続き、消防をはじめ、本庁及び各支所において、必要に応じて台数を増やしていく計画である。

次に、4のマイナ救急についてである。令和8年度からの本格運用に向け、10月1日から全国一斉にマイナ救急の実証事業が開始された。消防では、これに先行して5月10日から実証を開始しており、6か月が経過した11月9日現在の閲覧率は30.1%となっている。これは、昨年度の全国平均である7.1%を大きく上回る数値である。

### ○沖田委員長

委員から質疑があるか。

(「なし」という声あり)

### (1) 令和9年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練について

### ○沖田委員長

執行部から説明をお願いする。

### ○警防課長

緊急消防援助隊は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規

模災害等において被災都道府県内の消防力のみでは対応が困難な場合に、国家的見地から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施することを目的として、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設されたものである。

これまでの主な活動実績としては、平成16年新潟県中越地震、平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、そして記憶に新しいところでは、令和6年1月に発生した能登半島地震などが挙げられる。

本訓練は、大規模災害時における関係機関との連携及び緊急消防援助隊の技術力向上、連携活動能力の向上を目的として、全国を6ブロックに分け、毎年実施しているものである。島根県においては、平成21年に出雲市、平成29年に安来市及び松江市において合同開催しており、県西部での開催は今回が初めてとなる。令和9年度は、浜田市及び益田市での合同開催を予定している。なお、本年度は11月に鳥取市で開催されており、消防関係のみで、大小様々な車両119台、482人が参加する大規模な訓練となっている。本訓練は大規模な内容となることから、既に関係機関との調整を進めているところである。

市民にも公開する内容となり、大人だけでなく、特に小さな子どもにとっても興味を持つてもらえる訓練になるとを考えている。

### ○沖田委員長

委員から質疑があるか。

(「なし」という声あり)

### (12) その他

### ○沖田委員長

執行部から何かあるか。

### ○防災安全課危機管理監

12月7日に実施した浜田地域津波避難訓練の結果について報告する。この津波避難訓練は、浜田地域において、令和3年度から今年度までの間、沿岸地域を5地域に分けて実施してきたものである。今年度の実施地区は、下府町、国府町、久代町である。

訓練当日は、実施時間に合わせ、該当地区の防災行政無線から津波警報の放送を行うとともに、防災・防犯メール、SNS、LINE等を通じて情報配信を行った。該当地区に居住する住民には、実際に高台へ避難していただいた。実際の避難行動を伴う訓練であることから、消防団に協力を依頼し、交通安全管理等を実施していただいた。訓練終了後は、各地区の自主防災組織が中心となり避難誘導を行い、高台に避難した後、人数確認を実施し、防災安全課へ報告を受けた。訓練参加者は164人であった。

なお、事前周知を行った参加者とは別に、訓練当日、海岸でサーフィンをしていた方が、防災行政無線の放送を聞き、津波警報と受け止めて陸に上がり避難された事例があった。消防団から訓練である旨を説明し安心していただいたが、結果とし

て、放送内容が実際の行動につながった事例であり、訓練方法の有効性を改めて確認できたものと考えている。

訓練終了後には、各地区の自主防災組織代表者に集まつていただき、意見交換を行った。主な意見としては、足の不自由な高齢者がいる地区においては、自家用車を使用して高台へ避難した事例があつたこと、また、予定していた避難経路が工事により休日は通行止めとなつたため、急きょ集合場所を追加するなど、実動訓練ならではの臨機応変な対応ができた点が挙げられた。これらは、実践的な訓練を行つた成果であると考えている。

また、市が実施する訓練に加え、地域独自で毎年避難訓練を実施しているという前向きな意見があつた一方、日中は若年層が少ないとや、高齢者の避難に不安があるといった課題も挙げられた。さらに、一部地域では携帯電話の電波が届きにくい所があるとの指摘もあつた。当初の想定より多くの住民が参加し、地域の防災意識や関心の高まりを感じたとの意見があつた。

次に、5点目であるが、唐鐘自主防災組織により、防災啓発イベントが国府まちづくりセンターにおいて実施された。約70人が来場し、防災士連絡会による非常持出品や備蓄品の展示、消防本部による救急応急手当講習、警察による災害派遣隊の活動写真展示やパトカー展示、また岩多屋による車椅子など避難に役立つ福祉用具の展示が行われた。

その他として、本避難訓練の様子は、石見ケーブルビジョンにおいて、令和7年12月15日17時から放送予定である。資料裏面には、訓練当日の様子を撮影した写真を掲載しているので、参考されたい。

### ○沖田委員長

委員から質疑があるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、それでは執行部からの報告事項のうち、12月17日の全員協議会に提出して説明すべきものを決定したいと思う。まず、執行部の意向を確認する。

### ○総務課長

本日報告した項目のうち、4項目目の「浜田市第2期公共施設再配置実施計画 令和7年度別冊について」、5項目目の「中期財政計画及び見通しについて」、6項目目の「浜田市過疎地域持続的発展計画の策定について（中間報告）」、以上の3件を全員協議会に提出し、説明したいと考えている。

### ○沖田委員長

執行部から意向が示されたが、委員の皆、それでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

では、そのようにお願いする。

## 11 所管事務調査

### (1) 地区まちづくり推進委員会の設立について

## ○沖田委員長

執行部から説明をお願いする。

## ○まちづくり社会教育課長

まず設立状況であるが、現在、市全体で 42 団体が設立されている。内訳は、浜田地域 24 団体、金城地域 6 団体、旭地域 5 団体、弥栄地域 1 団体、三隅地域 6 団体、合計 42 団体である。

組織率は、表の右下に示しているとおり 85.6% である。金城、旭、弥栄、三隅の各地域については、それぞれ全てのエリアをカバーする形で、まちづくり推進委員会が設立されている。浜田地域については、長浜、周布、大麻、美川、国府といった地区で設立が進んでおり、長浜地区は 96.4% となっている。一方で、地区ごとにもちづくり推進委員会が設立されている場合や、地区内で複数のまちづくり推進委員会が設立され、全体をカバーしているケースもある。現在、浜田地域及び石見地域の二つの地区において、未設立の区域が残っており、担当職員等が地域に出向き、説明や組織化に向けた対応を行っている状況である。

次に、2ページ目を参照されたい。設立における課題について説明する。まず、未設立地区における主な課題として、町内会役員が輪番制であることにより、引継ぎが十分に行われていない点、役員を担う人材の選出が難しい点、また、複数町で 100 世帯以上 300 世帯未満とする認定要件を満たすための町同士の調整が難しい点が挙げられる。さらに、そもそも設立を不要と考える地区・町内があることも、設立が進まない要因となっている。

これら未設立地区への対応としては、担当課職員、まちづくりコーディネーター及びまちづくりセンター職員によるヒアリングや意見交換の実施、町内会単位での説明会の開催、制度の周知を行っている。また、アンケート調査等に関する事務支援や、他団体の取組に関する情報提供を行い、設立に向けた取組を進めている。

次に、認定後 1 年未満の団体への支援についてである。課題としては、制度に関する住民の認知度が低いこと、住民参画を促す周知方法が確立されていないこと、事業計画の立案・実施体制が十分でないこと、今後まちづくり計画の策定が必要であることなどが挙げられる。

これらに対する支援として、周知チラシや会議資料作成のサポートを職員が行っているほか、定例会議への参加、まちづくり計画策定作業の支援を行っている。

次に、まちづくり推進委員会を対象とした各種補助金等について説明する。主なものとして、まちづくり総合交付金があり、単独自治会の場合の基礎額が 1 世帯当たり 1,200 円のところが、まちづくり推進委員会であれば 1,500 円に増額されるほか、規模に応じて 30 万円から 200 万円までの活動費が加算される。また、高齢化加算、年少人口加算、課題解決特別事業へのエントリーが可能となる。

このほか、あいのりタクシー支援事業補助金、地域支え合い生活支援事業補助金、まちづくり推進委員会の事務支援を行う地区サポートの設置など、各種支援制度の対象となる。

## ○沖田委員長

委員から質疑があるか。

## ○柳楽副委員長

まちづくり推進委員会の設立については、コーディネーターや担当職員、地域の協力により、ここまで進んできたことは理解している。しかし、どれだけ努力しても、設立が難しい地域があるのではないかと感じている。そのような場合、必ずまちづくり推進委員会を設立するのか、あるいは既存の単位組織を同等に扱う方向性が考えられるのか確認したい。

## ○まちづくり社会教育課長

設立が困難な地域への対応についてであるが、総合振興計画においても設立状況を目標として掲げていることから、まずは設立を目指して取り組みたいと考えている。ただ、実情としてどうしても難しい地域がある場合には、認定要件の見直しにより対応できないかという検討も必要である。一方で、行政が枠組みを押し付けることになれば、住民主体の取組とはならないため、丁寧な説明を重ねながら対応していきたい。現時点では、もう少し設立に向けて努力したいと考えている。

## ○柳楽副委員長

私が懸念しているのは、まちづくり推進委員会が設立されないと、特定の支援事業を受けられない点である。小規模な単位組織も対象とするなど、制度の見直しが必要ではないかと考えるが、その点についての考えを伺いたい。

## ○まちづくり社会教育課長

町内人口の減少により、従来の町内活動が維持しにくくなっていることから、より広い範囲での組織として、まちづくり推進委員会の取組を進めている。小さな単位で認定を進めると、既存の枠組みが崩れ、制度全体の基盤が弱くなる懸念もある。そのため、現行制度を維持しつつ、別の形での支援の可能性について、今後検討していく必要があると考えている。

## ○柳楽副委員長

あいのりタクシー事業や地域支え合い生活支援事業補助金は、地域から必要とされている事業であるが、まちづくり推進委員会がなければ活用できない点が課題である。対象を広げる方向での検討の余地はあるか。

## ○まちづくり社会教育課長

あいのりタクシー事業や地域支え合い事業は、まちづくり推進委員会を対象としているが、地域支え合い事業は従前は町内単独でボランティア活動として取り組まれていた事例もある。これらの事業を活用しなくとも、住民同士のつながりを強化する取組は可能である。また、まちづくり総合交付金についても、全ての町内が対象外となるわけではない。補助率や金額に差は生じるが、町内単位での取組は可能であるため、情報提供や周知を行いながら、設立の呼び水として制度を活用していきたいと考えている。

## ○岡本委員

浜田地区は組織率が約 51% であり、進捗について悩ましい状況であるが、実際には着実に進んでいるとも感じている。海辺では港町や元浜、内陸部では朝日町など、連合体としての動きもある。現在把握している進捗状況について説明を求める。

### ○まちづくり社会教育課長

言われたように、港町、元浜町、高田町、清水町、瀬戸見町、生湯町、浅井町については、設立支援として現在関与している。特に港町・元浜町については、今年度中の設立を目標とし、ゴールを設定しながら取組を進めている。担当職員を配置し、地域のキーマンと連携しながら、アンケート調査や説明会を定期的に実施している。設立に近付いている地区もあれば、引き続き調整が必要な地区もあるが、着実に進捗している状況である。

## (2) 公共交通の状況について

### ○沖田委員長

執行部から説明をお願いする。

### ○まちづくり社会教育課長

浜田市が行っている交通施策を説明する。

まず、1ページを参照されたい。生活路線バスの運行についてである。市内の地域内交通として、交通空白地における自家用有償旅客運送を活用し、20 路線を運行している。通常、路線バスを運行する場合には、一般乗合旅客自動車運送事業の認可が必要であるが、民間路線バスが運行していない条件不利地域においては、自家用有償旅客運送の登録を行うことで運行が可能となっている。

運賃は、地域内 9 地区については一律 200 円とし、複数の地域をまたぐ場合は地域ごとに 100 円を加算している。小学生及び障がいのある方については半額としている。20 路線の運行については、交通事業者へ委託しており、1 ページ中ほどに、各路線の委託事業者及び契約期間を記載している。

生活路線バスの利用実績については、5 ページの別紙 1 に掲載している。令和 5 年度及び令和 6 年度の利用者数、運行便数を精査した結果、1 便当たりの平均利用者数は全体で 1.8 人となっている。

主な課題としては、利用者減少により廃止された民間路線バスの代替交通であるため、利用者増が見込みにくい点、ICOCA 等の電子決済に対応していない点、また、3 年間の契約期間中はダイヤ変更が困難である点が挙げられる。

次に、資料 2 ページを御覧いただきたい。予約型乗合タクシーの運行についてである。バス停から 500 メートル以上離れた公共交通空白地域を解消するため、市内 4 地区で運行している。運行に当たっては、地域公共交通会議において関係事業者と協議し、運行区域の指定・許可を受けた上で、運輸局へ申請を行っている。運賃は、大人 300 円、波佐地区は地区内限定のため 200 円、中学生以下は 100 円としている。

運行は交通事業者に委託しており、資料中ほどに地域名、路線名、委託業者を記載している。利用実績については資料 6 ページに掲載しており、令和 5 年度・6 年度

の実績、稼働率、1便当たりの利用者数を示している。

主な課題としては、運行エリアが地域内に限定され用途が限られる点、民間事業者への影響を避けるため便数制限が必要な点、前日までの電話予約が必要な点、生活路線バスと同様に契約期間中のダイヤ変更が困難な点が挙げられる。

次に、資料 3 ページを参照されたい。コミュニティワゴン運送支援事業、自治会輸送についてである。地域住民が主体となり、高齢者等の交通弱者の日常移動手段を確保する事業であり、現在 3 地区に対し、車両の無償貸与及び運営費の補助を行っている。このうち、三隅町井野地区については、生活路線バスと同様に自家用有償旅客運送として登録し、有償で運行している。対象地区は、羽原、大麻、井野であり、羽原と大麻は各 1 台、井野は 2 台の車両を配置している。

主な課題は、利用者及び運転者の高齢化による利用者数の減少、運転手確保の困難さである。

次に、あいのりタクシー等運行支援事業について説明する。市内タクシー事業者等と貸切運送契約を締結し、高齢者の交通手段確保に取り組む地区まちづくり推進委員会に対し、事業費の一部を補助している。取組状況は別紙 3 の 7 ページに掲載している。42 団体のうち、令和 6 年度は 19 団体、令和 7 年度は 23 団体から補助申請があり、金城、旭、弥栄では全てのまちづくり推進委員会が実施している。三隅地域では井野地区を除く全てのまちづくり推進委員会、浜田地域では五つのまちづくり推進委員会が取り組んでいる。

また、地区サポートを配置し、あいのりタクシー運行に係る事務支援や、まちづくり推進委員会の活動支援を行っている。

主な課題としては、中山間地域では利用が活発で予算上限 80 万円を超える要望がある一方、中心市街地では公共交通が比較的充実しているため利用が少ない点、推進委員会を補助対象としていることから合意形成が難しい地区がある点、事務局体制の不足が挙げられる。

次に、資料 4 ページを参照されたい。公共交通の利用促進対策として、敬老福祉乗車券の販売及び無料交付を行っている。年度末時点で 70 歳以上の市民を対象に、市内公共交通で利用できる 3,000 円分の乗車券を 1,500 円で販売している。交付上限は 15 冊、一定条件下では 20 冊である。運転免許証を自主返納した方には 5 冊を無料交付している。実績については 8 ページと 9 ページであるが、令和 6 年度の申請率は 24.9%、令和 5 年度は 20% であり、年度によりばらつきがある。課題としては、購入のために市役所やまちづくりセンターへ出向く必要がある点、紙のチケットによる対面販売で事務が煩雑な点がある。

次に、通学定期券購入費補助についてである。公共交通を利用して通学する高校生の保護者の経済的な負担軽減のため、定期券購入費から一定額を差し引いた額を補助している。主な課題としては、定期券の購入回数が多い点、年度区切りによる日割り計算など申請事務が煩雑な点、対象校に条件がある点が挙げられる。

最後に、資料 12 ページを参照されたい。地域公共交通サービスに関する先進事例

調査についてである。浜田市地域公共交通計画に基づき、A I オンデマンド交通の導入可能性を検討するため、島根県松江市、岡山県真庭市と津山市、鳥取県南部町を対象に、令和 6 年 10 月 24 日から 25 日にヒアリングを行った。

導入効果として、乗降地点や時間を柔軟に設定でき利便性が向上したこと、通勤通学時間帯は定時運行、その他時間帯はオンデマンドとする柔軟な運行が可能であること、鉄道利用促進との連携が可能であることが挙げられた。

導入時の課題として、目的地となる施設が少ない地域では A I 活用の効果が限定的である点、事業費の増加が見込まれる点、初期段階での乗降地点調整、既存路線との接続が課題として整理された。

公共交通全体の状況については以上であるが、生活路線バス等の利用実績については、毎年度 5 月頃に委員会に報告する予定である。

### ○沖田委員長

委員から質疑があるか。

### ○佐々木委員

最後に説明のあった今後の公共交通施策の中での A I オンデマンド交通の活用についてお尋ねしたい。今回、複数の自治体への視察も実施され、現在は研究・検討段階であると理解している。また、導入に当たっての課題についても整理されているところであるが、今後、本市において A I オンデマンド交通を導入する見込みがあるのかどうか、その方向性について最も興味を持っている。その点についての考え方を伺いたい。

### ○まちづくり社会教育課長

A I オンデマンド交通の導入見込みについてであるが、A I を導入するに当たっては、どうしても一定の経費が必要となる。現状では、予約については電話による対応でも十分に機能しており、市民の利用に大きな支障が生じている状況ではないと認識している。そのため、スマートフォン等を活用し、利用者が時間やルートを指定して予約を行い、A I が最適な経路を算出しながら運行する仕組みを直ちに導入しなければならない状況ではないと考えている。むしろ、一定の路線を設定し、その路線周辺に居住する方々を、前日予約等により効率的に乗せていく現行方式でも、当面は十分に対応可能であると考えている。

一方で、先ほど説明した敬老福祉乗車券については利用が増加している状況であり、こうした制度について、デジタル技術や A I を活用して利便性を向上させる余地がないかについては、担当課としても検討を進めているところである。また、民間事業者等からも様々な提案が寄せられているため、それらも踏まえながら、今後も研究を続けていきたいと考えている。

### ○佐々木委員

あいのりタクシーについても、徐々に運行範囲が広がってきており、既存の地域では利用者が増加しているところもあれば、やや減少している地域もあるものの、全体としては定着し、広がりつつあると感じている。ただし、事務局業務を担う方

や、運転を担う方に負担がかかっている点が、最も大きな課題であると認識している。この点が解消されれば、住民の利便性は更に向上するのではないかと考える。

また、路線を設定する方式について説明があったが、実態としては、その路線まで出ることができない方が今後さらに増加していくことが想定される。その意味では、ドア・ツー・ドア型の移動支援が今後主流にならなければ、利便性は一層低下していくのではないかと危惧している。あるいは、敬老福祉乗車券のように、自由度の高い支援策を拡充し、回数や補助額を充実させる方向も一つの選択肢であると考える。このいずれかが、現在、住民が求めている方向性ではないかと考えており、経費面の課題はあるものの、「賢く縮む」ということがあるように、まだ研究の余地は十分にあると思っている。

さらに、あいのりタクシーと自治会輸送との併用についてであるが、あいのりタクシーは地域全体を網羅することが前提である一方、自治会輸送は地域内的一部を柔軟にカバーできる利点がある。

こうした手法について十分に知られていない地域も多いため、あいのりタクシー以外にも選択肢があることを、もう少し積極的に周知しても良いのではないかと考えるが、その点について見解を伺いたい。

### ○まちづくり社会教育課長

多くの意見を頂いたと受け止めている。自治会輸送については、現時点では市から積極的に導入を促している状況ではないが、地域との意見交換の中で交通の課題が話題となった際には、現行制度としてこうした手法があることについて説明を行っている。また、地区まちづくり推進委員会の連絡会や、地域ごとの会合の場においても、交通施策に関する情報提供は今後も継続して行っていきたいと考えている。

ただ、ドア・ツー・ドア型の移動手段は非常に利便性が高い反面、行政がどこまで関与すべきかという点については慎重に判断する必要がある。民間事業者が既に事業として取り組んでいる分野に行政が過度に介入することは、民業圧迫につながるおそれがあるため、そのバランスを十分に考慮しながら、状況を見極めていく必要があると考えている。

### ○西田清久委員

地域公共交通については、これまで長年にわたり、総務委員会や総務文教委員会において継続的に議論・取組が行われ、その結果が現在の交通体系につながっていると認識している。

先進事例の視察もこれまで多数行われてきたが、ある程度コンパクトな自治体では有効に機能している事例でも、浜田市のように広域で旧市町村単位に地域が分散している自治体では、そのまま導入することは難しい。こうした状況の中で、既存の民間交通との関係も考慮しながら、これまで様々な取組が行われてきた。

A I オンデマンド交通についても、費用対効果を考えると、導入のハードルは決して低くないと感じている。

地域からは移動手段確保の要望が非常に多く寄せられており、民間のタクシー事

業者やバス事業者と協力しながら、浜田市に最も適した交通体系を構築していくことが重要であると考えるが、見解を伺いたい。

### ○まちづくり社会教育課長

言われるように、民間事業者との協働は非常に重要であると認識している。AIの導入そのものが目的となるのではなく、既存の制度や交通手段と組み合わせながら、効果的に運行できる仕組みを検討していくことが重要である。

本市においては、敬老福祉乗車券、あいのりタクシー、予約型乗合タクシー、生活路線バスなど、他地域と比較しても一定の支援策は講じていると考えている。

今後も、全国の事例を幅広く収集しつつ、地域における移動手段の確保という大前提を踏まえ、少しでも課題解消につながるよう、引き続き研究・検討を進めていきたいと考えている。

### ○沖田委員長

ほかにないか。

(「なし」という声あり)

以上で質疑を終了する。それでは執行部はここで退席される。

(執行部退席)

ここで暫時休憩する。

[15時20分 休憩]

[15時28分 再開]

### ○沖田委員長

議案8件の採決に移る。採決前に自由討議を行う案件があるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、これより執行部提出議案8件について採決を行う。

#### ・議案第76号 浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

#### ・議案第77号 浜田市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・**議案第 80 号 浜田市坂根正弘奨学基金条例の制定について**

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・**議案第 87 号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について**

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・**議案第 88 号 指定管理者の指定について（浜田市有料駐車場）**

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・**議案第 95 号 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について**

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・**議案第 96 号 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について**

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・**議案第 97 号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について**

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で総務委員会に付託された議案の審査を終了する。

続いて、請願 18 件の採決に移る。採決前に自由討議を行う必要がある請願があるか。

( 「なし」という声あり )

ないようなので、採決に入る。採決においては、「不採択」という言葉が聞き取りにくいので、発言される場合は「賛成」か「反対」かを発言して、その理由も述べていただくようお願いする。

・**請願第1号 行政の説明責任の徹底を求める請願について**

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いする。

( 挙手なし )

ないようなので、続いて反対の方や意見等がある方は、挙手の上、反対理由や意見をお願いする。また、本請願は、請願事項が項目建てされているので、請願事項のうち一部が反対である場合も項目や反対理由をお願いする。

○**岡本委員**

紹介議員からは、行政の説明が十分でない場面があるとの説明があったが、私の認識では、これまで総務文教委員会で扱ってきた案件について述べられたが、十分な説明がなされてきたと考えている。よって、本請願には反対である。

○**西田清久委員**

情報公開条例において、行政の責務や姿勢は明確に規定されており、執行部は既にそれに基づいた対応を行っていると認識している。そのため、本請願には反対である。

○**川神委員**

私も同様に、本日の執行部とのやり取りや紹介議員の説明を踏まえても、情報公開条例に基づく説明責任は果たされていると感じている。よって、反対である。

○**戸津川委員**

今日のやり取りを聞いて、情報公開条例に基づき、適切に対応されていると認識しており、今以上の対応は不要である。したがって、反対である。

○**佐々木委員**

おおむね対応されていると認識しており、現時点でこれ以上の対応は必要ないと考えている。したがって、反対である。

○**柳楽副委員長**

執行部に確認したところ、情報公開条例に示されており、適切に対応されているとのことであり、これ以上の対応は特に必要ないので、反対である。

○**沖田委員長**

それでは、請願第1号について採択とすべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

( 挙手なし )

挙手なしにより、請願第1号は、不採択すべきものと決した。

・**請願第2号 行政文書の開示運用の透明化を求める請願について**

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いする。

( 挙手なし )

ないようなので、続いて反対の方や意見等がある方は、挙手の上、反対理由や意見をお願いする。また、本請願は、請願事項が項目建てられているので、請願事項の

うち一部が反対である場合も項目や反対理由をお願いする。

**○岡本委員**

本請願については、総務文教委員会で既に検討されてきた内容であり、情報公開条例に基づき適切に対応されていると執行部の回答もあり、必要ないと考えるので、反対である。

**○川神委員**

情報公開請求への対応にはばらつきがあるとは感じていないので、反対である。

**○戸津川委員**

情報公開条例に基づき、適正に対応されており、ばらつきはないと認識しているので、反対である。

**○佐々木委員**

情報公開については、適切に対応されていると認識しているので、反対である。

**○西田清久委員**

民間との比較もあったが、行政は情報公開条例に基づいて対応しており、ばらつきはないと考える。民間とは違うという認識で反対である。

**○柳楽副委員長**

情報公開条例に基づいた対応がされており、これ以上の対応は必要ないということで反対である。

**○沖田委員長**

それでは、請願第2号について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

( 挙手なし )

挙手なしにより、請願第2号は、不採択すべきものと決した。

以後、いずれの請願も項目建てされており、それぞれ冒頭で項目ごとについて諮らないので、項目ごとに意見がある場合はそのときに発言をお願いする。

**・請願第3号 公文書管理条例の制定を求める請願について**

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いする。

( 挙手なし )

ないようなので、続いて反対の方や意見等がある方は、挙手の上、反対理由や意見をお願いする。

**○岡本委員**

市独自の公文書管理条例制定を求める内容であるが、執行部からは規則を設けて運用しているとの説明があり、規則があるのであれば現行で問題ないと考える。よって、反対である。

**○戸津川委員**

島根県は条例を制定されているが、市では事務処理規則に基づき、国の考え方と同様に対応しており、保存期間等も適正に管理されている。条例制定の必要性はな

く、反対である。

**○川神委員**

執行部の話を聞いたところ、既にルール化され、運用もなされていることから、請願にのっとったことをする必要はないということで、反対である。

**○佐々木委員**

規則の中で対応できていると思うので、反対である。

**○西田清久委員**

国と同様の考え方と同様に、事務処理規則に基づき適切に対応されていることから、条例制定は不要である。反対である。

**○柳楽副委員長**

事務処理規則に基づいて適切に対応されているということであるため、反対する。

**○沖田委員長**

それでは、請願第3号について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

( 挙手なし )

挙手なしにより、請願第3号は不採択すべきものと決した。

**・請願第4号 市役所における文書管理の適正化を求める請願について**

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いする。

( 挙手なし )

ないようなので、続いて反対の方や意見等がある方は、挙手の上、反対理由や意見をお願いする。

**○岡本委員**

文書の紛失や保存方法の不備が指摘されているが、執行部の説明を踏まえると、そのような事実はないと認識している。よって、反対である。

**○戸津川委員**

事務処理規則に基づき適正に対応されていると思っている。また、職員の文書管理研修も実施されている。これ以上の対応は不要であり、反対である。

**○川神委員**

文書管理ルールにより、請願の各項目は十分カバーされている。反対である。

**○佐々木委員**

既存の規則と取組で対応できているため、反対である。

**○西田清久委員**

現状で適切に対応されているというやり取りだった。現状どおり適正に対応されているので反対である。

**○柳楽副委員長**

文書管理は適正に行われているため、これ以上の対応は特に必要はないと思うので、反対である。

## ○沖田委員長

それでは、請願第4号について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

( 挙手なし )

挙手なしにより、請願第4号は不採択すべきものと決した。

## ・請願第5号 市職員による押印管理の見直しを求める請願について

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いする。

( 挙手なし )

ないようなので、続いて反対の方や意見等がある方は、挙手の上、反対理由や意見をお願いする。

## ○岡本委員

職員以外が押印するなどの指摘があるが、執行部の説明からもそのようなことはあり得ないと考えている。したがって、反対である。

## ○戸津川委員

執行部の説明から、適正に対応されていると認識しており、これ以上の対応は必要ないので反対である。

## ○佐々木委員

執行部の説明で既に適切に対応されているため、反対である。

## ○川神委員

執行部の説明を聞いて、押印管理は十分になされていると考えるので反対である。

## ○西田清久委員

個人責任と組織的管理がされており、研修も行っているということなので、反対である。

## ○柳楽副委員長

執行部に確認したところ、職員個人の責任のもと、適切に管理されているので反対である。

## ○沖田委員長

それでは、請願第5号について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

( 挙手なし )

挙手なしにより、請願第5号は不採択すべきものと決した。

## ・請願第6号 浜田市ホームページの改善を求める請願について

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いする。

( 挙手なし )

ないようなので、続いて反対の方や意見等がある方は、挙手の上、反対理由や意見をお願いする。

( 挙手なし )

それでは、請願第 6 号について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

( 挙手全員 )

挙手全員により、請願第 6 号は採択すべきものと決した。

・**請願第 7 号 大雨災害時の避難誘導体制の改善を求める請願について**

反対の方や意見等がある方は挙手の上、反対理由や意見をお願いする。

( 挙手なし )

ないようなので、続いて反対の方や意見等がある方は、挙手の上、反対理由や意見をお願いする。

( 挙手なし )

それでは、請願第 7 号について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

( 挙手全員 )

挙手全員により、請願第 7 号は採択すべきものと決した。

・**請願第 8 号 防災無線の音質改善及び情報伝達強化を求める請願について**

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いする。

( 挙手なし )

ないようなので、続いて反対の方や意見等がある方は、挙手の上、反対理由や意見をお願いする。

○**佐々木委員**

おおむね内容には賛成するものだが、例えば、聞こえにくい地域への補完スピーカーやスマホ通知アプリとの連携など費用がかかるものも想定されるので、なるべく趣旨に沿うような内容で取組をお願いしたいと加えてもらえば、一気に費用を付けるよう強制的にお願いするものではないので、その辺りの文言をお願いしたい。

○**沖田委員長**

確認だが、5個の項目建てになっているが、項目のどれかが反対とではなく、総体的な意見か。

○**佐々木委員**

はい。

○**沖田委員長**

それでは、請願第 8 号について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

( 挙手全員 )

挙手全員により、請願第 8 号は採択すべきものと決した。

**・請願第9号 市職員の接遇向上研修の強化を求める請願について**

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いする。

( 挙手なし )

ないようなので、続いて反対の方や意見等がある方は、挙手の上、反対理由や意見をお願いする。

**○柳楽副委員長**

この請願に対して反対するものではないが、紹介議員がこの請願の中で主としているのが録音禁止の解除の要望ということだったので、この「録音禁止を含めた内容ではない」ということで賛成としたい。

**○沖田委員長**

確認だが、項目ごとに賛否があるわけではないということで良いか。

**○柳楽副委員長**

そもそもこの項目の中に録音禁止の件については書いてなかったが、紹介議員には強い思いがあるということを話されたので、そこはこの請願自体とは切り離したものと考えて、賛成をしたいと思う。

**○沖田委員長**

その他の委員から意見はないか。

**○戸津川委員**

私も本請願に記載されている接遇向上の研修については、職員の接遇に関するものであり、引き続き実施すべきであると考えている。一方で、紹介議員の説明にあった録音禁止の解除については、難しいと考える。この点については請願書には明記されていないが、録音禁止については引き続きお願いをし、現行どおり維持すべきであると考える。以上の理由から、請願に記載されている内容については賛成である。

**○沖田委員長**

その他委員から意見等はないか。

( 「なし」という声あり )

それでは、請願第9号について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

( 挙手全員 )

挙手全員により、請願第9号は採択すべきものと決した。

**○柳楽副委員長**

先ほど申し上げたとおり、紹介議員から強い申入れのあった録音禁止の解除については、本請願の採択とは別個の事項であるとの意見を付したいと考えるが、いかがであるか。

**○沖田委員長**

ここで暫時休憩する。

[ 16 時 01 分 休憩]

[ 16 時 04 分 再開]

## ○沖田委員長

委員会を再開する。先ほど柳楽副委員長から、請願第9号について、意見を付した上で採択とする旨の提案があった。これより、意見を付すことに賛成の者の挙手を求める。

( 挙手全員 )

挙手全員により、意見を付した採択と決した。

### ・請願第10号 市役所職員の働き方改革を求める請願について

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いする。

( 挙手なし )

ないようなので、続いて反対の方や意見等がある方は、挙手の上、反対理由や意見をお願いする。

( 挙手なし )

それでは、請願第10号について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

( 挙手全員 )

挙手全員により、請願第10号は採択すべきものと決した。

### ・請願第11号 浜田市財政情報の分かりやすい公開を求める請願について

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いする。

( 挙手なし )

ないようなので、続いて反対の方や意見等がある方は、挙手の上、反対理由や意見をお願いする。

## ○岡本委員

本請願について、反対である。これまで、予算をはじめ、議会に対する各種資料の提供など、様々な場面で市から情報発信がなされてきたと認識している。

財政が厳しく分かりにくいとの声があることであるが、私としては、現状において十分な広報、説明がなされていると考えることから、本請願には反対する。

## ○戸津川委員

現時点における財政運営に関わる資料については、分かりやすい資料が作成されていると考えている。これ以上の資料作成は必要ないと判断し、本請願には反対である。

## ○西田清久委員

現時点においても、予算や決算等の資料には非常に詳しい記載がなされており、分かりやすい十分な資料提供を受けていると考える。よって、本請願には反対する。

### ○川神委員

私も同様に、作成されている資料は十分に理解しやすいものだと認識している。したがって、本請願には反対する。

### ○佐々木委員

私も現状において説明責任は果たされていると考えており、本請願には反対する。

### ○柳楽副委員長

私も現状において分かりやすい資料を作成していただいていると認識している。

また、会派等で勉強会や市民向けの説明を行う際にも、概要やポイントをまとめた資料を作成し、提供していただいている。

こうした取組がなされていることから、本請願については反対したいと考える。

### ○沖田委員長

それでは、請願第11号について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

( 挙手なし )

挙手なしにより、請願第11号は不採択すべきものと決した。

### ・請願第12号 公金支出の透明化と効果検証を求める請願について

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いする。

( 挙手なし )

ないようなので、続いて反対の方や意見等がある方は、挙手の上、反対理由や意見をお願いする。

### ○岡本委員

事業体の名称が記載されているが、これまでの審査等の経過を踏まえる中で、本件については適切に対応されているものと認識している。そのような観点から、本請願は適当ではないと考え、反対する。

### ○戸津川委員

岡本委員が言ったとおり、適切に対応されていると私も考えている。請願に記載されている理由については適当ではないことから、本請願には反対である。

### ○佐々木委員

私も、当該補助金の処理については適切に対応されていると考えているので、本請願には反対する。

### ○川神委員

現状において適切に対応されていると認識しているので、本請願には反対するものである。

### ○西田清久委員

現状では適切に対応されていると考えており、本請願には反対する。

### ○柳楽副委員長

私も、適正に対応されていると認識している。また、本件については議会として

決算認定を行っている事項でもあることから、本請願には反対したい。

**○沖田委員長**

それでは、請願第12号について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

( 挙手なし )

挙手なしにより、請願第12号は不採択すべきものと決した。

**・請願第13号 市内業者への優先調達制度の強化を求める請願について**

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いする。

( 挙手なし )

ないようなので、続いて反対の方や意見等がある方は、挙手の上、反対理由や意見をお願いする。

**○戸津川委員**

市内事業者については、入札を含め、優先的な調達が適切に行われていると認識している。そのため、これ以上の対応は必要ないと考え、本請願には反対である。

**○岡本委員**

私も、これまで一般質問等で示されているとおり、市内業者を優先する配慮は既になされている。その観点から、本請願には反対する。

**○川神委員**

私も地元業者を優先するルールについては、内部で十分に徹底されていると認識している。したがって、本請願には反対する。

**○西田清久委員**

請願の趣旨自体には理解できる点もあるが、現状において市内事業者への優先調達は、執行部として方針が定められ、実施されている。これ以上の対応は必要ないと考え、本請願には反対とする。

**○佐々木委員**

私も、市内業者を対象とした調達は、様々な形で適切に行われていると考えている。また、質疑の中では、市内業者以外の事業者の活用を示唆する意見もあり、請願内容との整合性に疑問を感じる点もあった。以上のことから、本請願には反対したい。

**○柳楽副委員長**

佐々木委員の指摘にもあったとおり、発注内容によっては、市内事業者を必ずしも優先できない場合もある。その中で、現状においては、市内事業者を優先する対応は既に行われていると認識している。したがって、これ以上の対応は必要ないと考え、本請願には反対する。

**○沖田委員長**

それでは、請願第13号について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

( 挙手なし )

挙手なしにより、請願第13号は不採択すべきものと決した。

・**請願第14号 空き家対策の強化を求める請願について**

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いする。

( 挙手なし )

ないようなので、続いて反対の方や意見等がある方は、挙手の上、反対理由や意見をお願いする。

**○岡本委員**

請願事項のうち、4番の空き家バンクの運用改善及び5番の活用可能な空き家の利活用策の提示についてであるが、私の認識では、いずれも既に対応されている事項であると考えている。したがって、本請願については反対する。

**○戸津川委員**

空き家バンクの運用については、既に対応されていると認識している。また、活用可能な空き家について、行政が一律に利活用策を提示すべきものではないと考える。よって、本請願の4番及び5番について反対である。

**○柳楽副委員長**

審査の中でのやり取りを踏まえると、必要な声掛け等は既に行われており、運用上、特段の問題はないと考える。そのため、本請願については反対したい。

**○川神委員**

執行部からの説明を十分に聞く中で、やるべきことは行われていると認識している。ただし、紹介議員からの説明にあった特に5番、すなわち活用可能な空き家について利活用策を提示する点については、現状に加えて可能性を広げることにつながると考える。私はこの2点については賛成したい。

**○沖田委員長**

その他、意見はないか。

( 「なし」という声あり )

それでは、請願第14号について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

( 賛否同数 )

**○沖田委員長**

賛否同数であるため、委員長の私が裁決権を行使する。私は、今の制度で十分であると考えるため、本請願は不採択すべきものと決する。

・**請願第15号 まちづくり条例に基づく行政説明の徹底を求める請願について**

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いする。

( 挙手なし )

ないようなので、続いて反対の方や意見等がある方は、挙手の上、反対理由や意見

をお願いする。

**○岡本委員**

誠意ある説明を求める内容であるが、私自身の関わりの中でも、誠意ある対応、説明を受けていると認識している。その点から見ても、現状と特段変わるものではないと考え、本請願には反対する。

**○戸津川委員**

行政側からは、条例に基づき、きちんと説明がなされていると考えている。受け止め方には個人差があり、場合によっては十分でないと感じられることがあるかもしれないが、本件を議会で請願として取り上げる必要はないと考え、本請願には反対である。

**○川神委員**

誠意ある説明かどうかは、受け手による個人差が大きい事項である。判断が分かれる性質のものであることから、本請願については反対する。

**○佐々木委員**

誠意ある説明については様々な基準が考えられるが、基本的に職員は誠意をもって説明に当たっていると考えている。よって、本請願には反対である。

**○西田清久委員**

誠意の有無という点は受け手側の感じ方による部分が大きく、客観的に測り知ることができないため、本請願については反対とする。

**○柳楽副委員長**

誠意ある説明かどうかは、受け取り方によって異なると考える。私自身は、説明はなされていると認識しているため、本請願には反対する。

**○沖田委員長**

それでは、請願第15号について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

( 挙手なし )

挙手なしにより、請願第15号は不採択すべきものと決した。

**・請願第16号 公共交通デマンドタクシーの運行拡充を求める請願について**

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いする。

( 挙手なし )

ないようなので、続いて反対の方や意見等がある方は、挙手の上、反対理由や意見をお願いする。

( 「なし」という声あり )

それでは、請願第16号について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

( 挙手全員 )

挙手全員により、請願第16号は採択すべきものと決した。

・**請願第17号 市内バス路線の維持及び再編を求める請願について**

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いする。

( 挙手なし )

ないようなので、続いて反対の方や意見等がある方は、挙手の上、反対理由や意見をお願いする。

( 「なし」という声あり )

それでは、請願第17号について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

( 挙手全員 )

挙手全員により、請願第17号は採択すべきものと決した。

・**請願第18号 救急搬送における待機時間短縮策を求める請願について**

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いする。

( 挙手なし )

ないようなので、続いて反対の方や意見等がある方は、挙手の上、反対理由や意見をお願いする。

**○岡本委員**

消防担当課から実態について説明を受けたが、私の知る範囲においても、非常に適切に対応されていると認識している。

また、紹介議員に対し、救急搬送現場で待機時間が著しく長くなる事例があるかと確認したが、特段の事例は示されなかつたと認識している。過度に問題を強調することは、市民に不安感を与えるおそれもあるため、現状で適切に対応されているとの観点から、本請願には反対する。

**○戸津川委員**

執行部の説明を聞き、日々、待機時間の短縮や患者搬送にしっかりと取り組まれていることが十分に理解できた。これ以上の短縮は現実的に難しいと考える。

また、職員の年齢構成についても、広域化に伴う課題はあるものの、職員採用等により市民サービスが低下しないよう対応されている。よって、本請願には反対である。

**○佐々木委員**

執行部からの説明及び請願者への聞き取りを踏まえると、請願に記載されている事項については、おおむね適切に対応されていると考える。

また、記載されている事例についても、請願者は確認していない旨の発言があった。さらに、本請願の主な趣旨は、消防職員の将来的な大量退職時期を見据えた体制整備への懸念にあるとの説明であった。請願内容と趣旨にずれがあることから、本請願には反対する。

**○柳楽副委員長**

審査のやり取りを通じ、対応としては可能な限りのことがなされていると感じている。また、待機時間についても、他と比較して短縮されているとの説明があった。そのため、本請願には反対したい。

### ○沖田委員長

それでは、請願第18号について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

( 挙手少数 )

挙手少数により、請願第18号は不採択すべきものと決した。

以上で総務委員会に付託された請願の審査を終了する。委員長報告については正副委員長一任でよろしいか。

( 「はい」という声あり )

それでは、12月17日の表決までに作成し、タブレットに入れておくので、確認をお願いする。

## 12 今後の取組課題等について

### ○沖田委員長

当委員会の今後の取組課題については、「防災について」を大きなテーマとして、先般開催した委員会において具体的な内容について協議を行ったところである。そして、取組課題の内容を委員会で決定した場合は、委員長から議長に文書で通知することとなっている。前回の協議を踏まえ、議長に提出する通知文の案を作成したので、内容を確認いただき、正式に決定したい。

なお、前回の委員会においては、防災に加え、「減災」についても取り上げるべきとの意見があったことから、テーマを「防災・減災」としている。

参考までに、防災とは、災害による被害を未然に防ぐために行われる取組である。一方、減災とは、一定程度の災害発生を想定した上で、被害を最小限に抑えるための取組を意味する。

この内容でいかがか。

( 「異議なし」という声あり )

それでは、決定した内容で議長に通知する。

また、前回の委員会でも意見があったとおり、まずは執行部からのヒアリングを行うことが考えられる。ヒアリングを行う場合は、項目を絞り込む必要があるため、意見等があればお願いしたい。

ここで暫時休憩とする。

[ 16時30分 休憩 ]

[ 16時31分 再開 ]

### ○沖田委員長

委員会を再開する。

先ほど、執行部へのヒアリングを想定している旨を述べたが、ヒアリングを行う場合には、まず項目を整理する必要がある。

本日、この場で項目を決定することは難しいと考えられるため、後日、意見を記入いただくためのシートを各委員のタブレットに配信する。

記入の上、提出いただきたいが、それでよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

書式については、正副委員長に一任とする。

### 13 その他

#### ○沖田委員長

その他、委員から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

それでは最後に、請願及び議案に対する各自の表決結果については、最終日までにタブレットに入力しておかれたい。

賛否及び反対意見については、ホームページに掲載するため、簡潔かつ丁寧に記載するようお願いする。

以上で、総務委員会を終了する。

[ 16 時 32 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

総務委員会委員長 沖 田 真 治